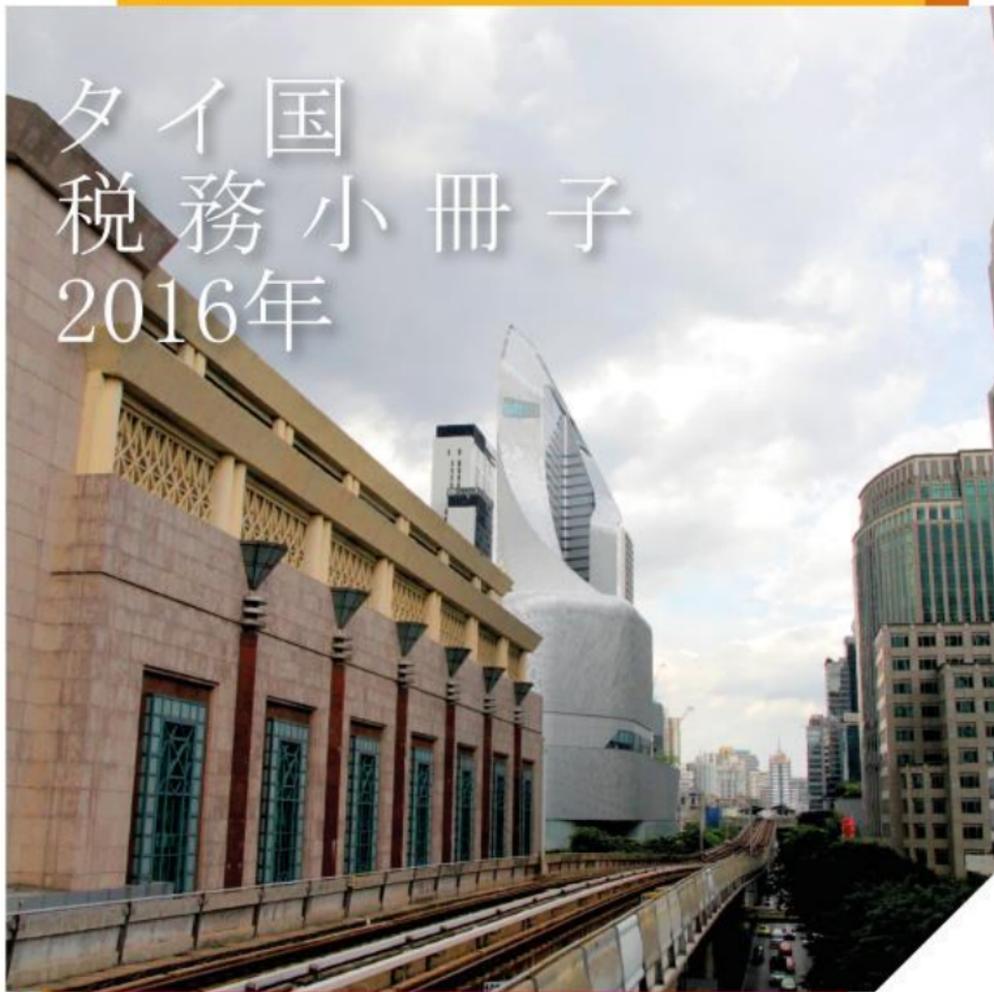


タイ国 税務小冊子 2016年



This document has been prepared for general guidance on matters of interest only and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this document without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this document, and, to the extent permitted by law, PwC Thailand does not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

序文

世界の経済成長や国際的な投資に対応するため、タイ国の税法は継続的に見直されています。この小冊子は、タイ国の税制度に関する一般的な情報を提供し、タイ国への投資の最初の手がかりとしてご利用頂くために作成されています。

また、この小冊子は、基本的に 2016 年 9 月 1 日現在の税法および実務に基づいて作成されています。特定の税務案件につきましては、専門家のアドバイスが必要となりますので、弊社にご相談頂きますようお願い申し上げます。

なお、英語版の「タイ国税務小冊子」は、下記の弊社 Web サイトからダウンロードして頂けます。

<http://www.pwc.com/th>

PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Limited
税務・法務統括パートナー
Somboon Weerawutiwong

目次

	<u>ページ</u>
個人所得税	1
居住者の認定	1
納税義務者	1
課税所得	1
キャピタルゲイン	2
贈与税	2
非課税所得	3
税額計算	4
経費控除	4
所得控除	4
税額控除	8
税率	8
源泉徴収税	9
申告・納税	10
加算税および延滞税	11
税務調査および査定	11
不服申立の手続き	12
法人税	13
居住者の認定	13
納税義務者	13
課税所得	13
総所得に対する課税	14
キャピタルゲイン	14
非課税所得	15
税率	17
支店所得	17
純利益の計算	18
所得控除	18
損金不算入項目	19
減価償却費	20
欠損金	21
国内への支払いにかかる源泉徴収税	21

	<u>ページ</u>
税額控除	23
国外への支払いにかかる源泉徴収税	23
租税条約	23
連結納税	31
持株会社	31
過少資本税制	31
移転価格税制	31
申告・納税	33
加算税、延滞税および不服申立の手續	34
付加価値税	35
税制の概要	35
納税義務者	35
登録	35
非課税項目	36
税率	37
税額計算	37
タックス・インボイス	38
申告・納税	38
加算税および延滞税	38
特定事業税	40
納税義務者	40
課税対象事業と税率	40
申告・納税	41
加算税および延滞税	41
印紙税	42
税制の概要	42
税率	42
課税対象となる文書と証書	42
納付および加算税	43

	<u>ページ</u>
関 税	44
税制の概要	44
税関の手続き	45
関税の優遇制度	45
違反と罰則	46
物品税	47
税制の概要	47
課税対象の物品およびサービス	47
石油税	49
税制の概要	49
課税所得	49
申告・納税	49
加算税および延滞税	49
地方税	50
税制の概要	50
土地家屋税	50
地方開発税	51
看板税	52
相続税	54
優遇税制	55
投資委員会(BOI)	55
特別経済開発区(SEZ)	57
タイ国工業団地公社(IEAT)のフリーゾーン	59
関税フリーゾーン	60
統括会社(ROH、IHQ)	61
財務センター(TC)	65
国際貿易センター(ITC)	66

個人所得税

居住者の認定

一暦年中にタイ国に一回またはそれ以上滞在した日数が累計で 180 日以上であれば、タイ国の税法上、居住者とみなされます。

納税義務者

- (a) 自然人
- (b) 未登記普通パートナーシップ
- (c) 法人格のない団体
- (d) 故人(死亡した課税年度中の所得および財産について)
- (e) 故人の財産の未分割部分

課税所得

タイ国における居住者および非居住者は、タイ国での雇用あるいは事業によって得られた所得に対して、その所得の支払いがタイ国内で行われたか、タイ国外で行われたかにかかわらず、タイ国において課税されます。タイ国外を源泉とする所得を得た居住者は、その年においてタイ国内へ送金した所得あるいは海外から持込んだ所得に対してのみ課税されます。

課税所得は以下の 8 つに分類されます。

- (1) 給与および賃金(ストックオプション、その他の株式報酬、福利厚生による所得を含む)
- (2) 請負、雇用およびサービス提供による報酬
- (3) 営業権、著作権、フランチャイズ、特許権およびその他権利の使用料ならびにその他の年次報酬等
- (4) 利息、配当金、投資家への利益分配金、会社またはパートナーシップの合併、買収、解散による利益、株式譲渡益等
- (5) 資産の賃貸による所得、ハイヤーパーチェスや割賦販売契約の解約による受取違約金

- (6) 法律、エンジニアリング、建築、会計等の自由専門業による所得
- (7) 請負契約者が道具以外の主要な原材料を提供する工事請負契約から生じる所得
- (8) 商業および各種産業から生じる所得、上記 (1) ~ (7) 以外の所得

キャピタルゲイン

以下を除き、ほとんどのキャピタルゲインは通常の所得として課税されます。

1. タイ国証券取引所に上場されている株式をタイ国証券取引所で売却した場合のキャピタルゲイン、投資信託の売却によるキャピタルゲイン
2. 償還価格を下回る価格で最初に売り出された手形および債務証券を除き、無利息の社債、手形、債務証券の売却によるキャピタルゲイン
3. ASEAN 加盟国の証券取引所に上場し、ASEAN Link を介して取引される有価証券(公債、社債、手形を除く)の売却によるキャピタルゲイン

キャピタルロス、キャピタルゲインと相殺することはできません。会社やその他法人が発行した公社債、手形、債務証券の売却によるキャピタルゲインについては、一律 15%の税率で源泉分離課税する方法を選択できます。この場合、確定申告時にそのキャピタルゲインを課税所得から除外することになります。

贈与税

2016年2月1日より、生前贈与は歳入法典上の個人所得税の対象とされ、両親、直系尊属、直系卑属、配偶者、他人への贈与について、財産および贈与者別に定める非課税枠を超える場合、課税されます。なお、規定の金額を超えない贈与は個人所得税を免除されます。

個人所得税を課される贈与は以下のとおりです。

1. 親から子(養子を除く嫡出子)への不動産の所有権または占有権の無

償譲渡のうち、一課税年度において合計で 2,000 万バツ※を超える部分

※本稿執筆日現在、上記 2,000 万バツの制限は子一人あたりに適用するように修正が進められています。

2. 直系尊属、直系卑属、配偶者からの生活費および贈与の内、一課税年度において合計で 2,000 万バツを超える部分

3. 直系尊属、直系卑属、配偶者以外の者からの道義的責任による生活費および儀式または確立した慣行としての贈与のうち、一課税年度において合計で 1,000 万バツを超える部分

上述の部分に対しては、一律 5%の個人所得税が課せられます。年間の個人所得税を算出する際に、改めて計算に含める必要はありません。

親から子(養子を除く嫡出子)への不動産の無償譲渡については、譲渡登記の都度、2,000 万バツを超える部分に対して源泉徴収税 5%が課されます。なお、親子間以外の不動産の無償譲渡は、通常の個人所得税累進税率に基づく源泉徴収が必要となります。

省令に定める基準および条件に基づき贈与者の意図に従って宗教、教育または公益のために受贈者が使用する贈与については非課税となります。

非課税所得

一部の所得については個人所得税が免除されます。雇用所得に関しては、出張手当や旅費、医療費補助のような一部の給付が非課税所得として扱われます。また、道義的責任による生活費(上限あり、「贈与税」参照)、相続財産(上限あり、「相続税」参照)、投資信託からの給付金や投資信託の売却益等も非課税となります。

さらに、特定の条件を満たす場合、社会保障基金や保険からの収入を含むプロビデントファンドや退職ミューチュアルファンド、長期エクイティファンドや国民年金基金から得られる所得についても非課税となります。

税額計算

個人所得税は、総所得から控除可能なすべての経費控除および所得控除を差引いた後の課税所得に累進課税率を乗じて算出します。

雇用関係以外から生じた課税所得が 60,000 バーツ以上の場合、その課税所得額の 0.5% 以上を納税しなければなりません。

経費控除

課税所得の分類に基づき、以下の項目を経費として所得から控除することが認められます。

1. 「課税所得」の項目で箇条書きした (1)、(2) および (3) のうち著作権からの所得については、当該所得額の 40% か 60,000 バーツのいずれか低い金額を控除できます。
2. 「課税所得」の項目で箇条書きした (3) のうち著作権以外の所得および (4) の所得については、経費控除が認められません。
3. 「課税所得」の項目で箇条書きした (5) の所得については、賃貸される資産の種類により所得の 10% から 30% までの金額を控除できます。
4. 「課税所得」の項目で箇条書きした (6)、(7) および (8) の所得については、所得や事業の種類により所得の 30% から 85% までの金額を控除できます。

「課税所得」の項目で箇条書きした (5) から (8) の課税所得については、納税者が税務当局に証拠を提示できる場合に限り、経費の実額を控除することもできます。

所得控除

経費控除の後、さらに以下の 3 種類の所得控除が認められます。

1. 人的所得控除 (Personal Allowances)

・ 納税者本人	30,000 バーツ
・ 配偶者(配偶者に所得がない場合)	30,000 バーツ
・ 納税者の子供(ただし、3名まで)	15,000 バーツ/人
・ 上記子供の教育費控除	2,000 バーツ/人
・ 父母扶養控除	30,000 バーツ/人
・ 親族の障害者控除	60,000 バーツ/人
・ 親族以外の障害者控除	60,000 バーツ

なお、65歳以上のタイ居住者の所得は年間 190,000 バーツまで非課税となります。

2. 特定所得控除 (Specific Allowances)

- ・ 生命保険料控除:
納税者本人に対する生命保険料の実際支払額が 100,000 バーツのいずれか低い金額を所得控除できます。ただし、契約している生命保険会社がタイ国内で営業しており、保険契約期間が 10 年以上であることが条件となります。また、死亡保障、医療保障および損害保障が一体化された生命保険契約について所得控除が認められるのは、死亡保障に対応する保険料のみで、医療保障および損害保障に対する保険料は所得控除の対象となりません。なお、貯蓄型生命保険契約については、年間運用益が年間保険料の 20%を超える場合、所得控除が認められません。
また、所得のない配偶者について支払われた保険料についても、課税年度を通じて婚姻関係がある場合、10,000 バーツを上限として所得控除できます。
- ・ 退職に備えた株式・債券等の長期保有を奨励することを目的に、次のファンドおよび年金型生命保険への投資についても所得控除が認められています。ただし、それぞれ控除額に上限があり、合算で年間 500,000 バーツを限度とします。
 - － 適格年金型生命保険料控除(タイの生命保険会社に対するもの):

課税所得合計額の 15%と 200,000 バーツのいずれか大きい金額が上限

－ 登録プロビデントファンド拠出金控除:

課税所得合計額の 15%と 500,000 バーツのいずれか大きい金額が上限

－ 退職ミューチュアルファンド(RMF)拠出金控除:

課税所得合計額の 15%と 500,000 バーツのいずれか大きい金額が上限

－ 国民年基金控除:

500,000 バーツが上限

- ・ 健康保険料控除:
タイ国内で事業を行う生命保険会社または損害保険会社に、納税者の両親または納税者の配偶者の両親を被保険者として支払った健康保険料については、15,000 バーツを上限として所得控除できます。
- ・ 住宅ローン利子控除:
タイ国内に居住目的で住宅を購入あるいは建設するために資金を借り入れた場合、利息の実際支払額のうち最大 100,000 バーツまでを所得控除できます。
- ・ 政府社会保障基金への拠出金も控除の対象となることがあります。
- ・ 次の寄付については 200%控除が認められています。ただし、合計額はその他の所得控除適用後の課税所得の 10%を上限とします。
 - － 教育省の承認を受けた教育プロジェクトの支援のために提供する、建物、コンピュータ、書籍、教員等
 - － 公立または私立の教育機関が読書振興のために書籍または電子機器を配布することを支援するために支出される寄付
 - － 芸術、文化、図書、考古学等に関連するファンドへの寄付

- ・ 教育機関、公的医療施設、認可済慈善活動、教育技術開発基金に対する寄付金は、その他の所得控除後の課税所得の 10%を上限として控除できます。
3. その他の所得控除 (Special Allowances)
- ・ 長期エクイティファンド(LTF) 拠出金控除:
2016 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日において長期エクイティファンドに加入している場合、課税所得合計額の 15%と 500,000 バーツのいずれか大きい金額を上限として、当該ファンドへの拠出金を所得控除できます。ただし、労働不能な傷害または疾病あるいは死亡の場合を除き、その投資ユニットを最低 7 暦年以上保有していることが条件となります。
 - ・ 教育・スポーツ機関に対して、2016 年 1 月 1 日から 2018 年 12 月 31 日にかけて寄付された金額については、200%の所得控除が認められます。ただし、前述の 200%控除と合算した金額が、その他の所得控除後の課税所得の 10%に達するまでを限度とします。
 - ・ 2015 年 10 月 13 日から 2016 年 12 月 31 日の期間に支払った、土地付き家屋またはコンドミニアムの購入費用については、所有権移転登記がなされた年から 5 年間、資産額の 20%を上限として所得控除が認められます。住居として初めて購入したものであり、各年の控除額は均等である必要があります。
 - ・ 2016 年 1 月 1 日から 2016 年 12 月 31 日の期間に支払った国内旅行費およびホテル宿泊費は 15,000 バーツを上限に課税所得から控除できます。
 - ・ 2016 年 8 月 1 日から 8 月 31 日の期間に、一村一品運動(OTOP) 事業者に対して支払った金額は、15,000 バーツを上限に課税所得から控除できます。ただし、支払先の事業者が VAT 登録していることが前提です。
 - ・ 2016 年 4 月 9 日から 2016 年 4 月 17 日の期間に支払った飲食料品費、国内旅行費およびホテル宿泊費は 15,000 バーツを上限に課税所得から控除できます。ただし、支払先の事業者が VAT 登録してい

ることが前提です。

税額控除

納税者は、源泉徴収された税額を年末の確定申告額から控除することができます。

タイ国に居住する納税義務者は、タイ国に設立された会社から支払われた配当の源泉徴収税を確定申告額から控除することを選択できます。この場合、配当の原資となった利益に対して課された法人税額を配当所得に加算して他の所得と合算し、課税所得の総額から税額を計算した上で、上述の法人税額を控除します。

外国で支払われた税金については、租税条約により認められる場合を除き、税額控除は認められません。

税率

2013年から2016年までの課税年度における税率は以下のとおりです。

課税所得(バーツ)		税率(%)
0	～ 150,000	—
150,001	～ 300,000	5
300,001	～ 500,000	10
500,001	～ 750,000	15
750,001	～ 1,000,000	20
1,000,001	～ 2,000,000	25
2,000,001	～ 4,000,000	30
4,000,001	～	35

源泉徴収税

所得の支払を行う全ての者は以下の規則に従い、支払の都度、所得税を源泉徴収する義務があります。

- (a) 「課税所得」の項目で箇条書きした (1) および (2) の所得については、以下の方法による源泉徴収が所得の支払者に対して義務づけられています。
 - i) 支払った所得にその年の支払回数に乗じて年間の総支払額を算定します。
 - ii) 年間総支払額から経費控除および所得控除を差し引いた後、個人所得税の税率表に基づき、年間の個人所得税額を算定します。
 - iii) 年間の個人所得税額をその年の支払回数で除して、一回当たりの源泉徴収税額を算定します。
- (b) 「課税所得」の項目で箇条書きした (3) および (4) の所得については、個人所得税の累進税率により源泉徴収しなければなりません。ただし、例外として、利息と配当金は、それぞれ 15%と 10%の一定税率での源泉徴収が義務づけられています。
- (c) 源泉徴収した税金は、課税所得の支払が行われた月の翌月 7 日までに所轄税務署 (Amphur office) へ納付しなければなりません。

会社、登記されたパートナーシップおよびその他の法人は、個人所得税の納税義務を負う個人に対して所得を支払う場合、以下に示した税率に基づき源泉徴収しなければなりません。

- (a) 賃貸資産への支払い (「課税所得」の項目で箇条書きした (5) の所得に該当) の 5%
- (b) プロフェッショナルフィーの支払い (「課税所得」の項目で箇条書きした (6) の所得に該当) の 3%
- (c) 請負報酬の支払い (「課税所得」の項目で箇条書きした (7) および (8) の所得に該当) の 3%
- (d) 広告費用の支払い (「課税所得」の項目で箇条書きした (8) の所得に該当) の 2%
- (e) 最終消費者以外に対する販売促進のためのリベート等の支払い

- (「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当)の3%
- (f) 請負報酬、公共交通機関運賃、レストランやホテルのサービス料、生命保険料以外のサービスへの支払い(「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当)の3%
 - (g) 公共交通機関を除く送料の支払いの1%
 - (h) コンテスト、競技会、くじ引き等の賞金の支払い(「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当)の5%
 - (i) 非居住者に対する「課税所得」の項目で箇条書きした(2)、(3)、(4)、(5)および(6)の所得の支払いの15%(ただし、配当金については10%)

「課税所得」の項目で箇条書きした(5)、(6)、(7)および(8)の所得が中央または地方の政府機関によって支払われ、その金額が10,000 バーツを超える場合、支払の都度、1%が源泉徴収されます。

納税者は、確定申告の際、年間の要納税額と既に源泉徴収された税金を比較し、前者が多い場合には差額を追加納税し、後者が多い場合には差額を還付申請します。ただし、還付請求は、法定申告納付期限(または源泉徴収された年の翌年3月31日)から3年以内に税務当局へ行わなければなりません。

申告・納税

タイ国では、徴税方法として自己申告制度が採用されています。納税者は所定の申告書に課税年度(暦年)の所得に対する所得税を記入し、翌年の3月末までに確定申告および納税しなければなりません。

以下の個人は、納税額の有無に係わらず、前年度の所得について個人所得税の確定申告書を提出する義務があります。

- (a) 配偶者がなく、所得が30,000 バーツを超える者
- (b) 配偶者がなく、給与・賃金所得(「課税所得」の項目で箇条書きした(1)の所得に該当)が50,000 バーツを超える者
- (c) 配偶者があり、所得が60,000 バーツを超える者
- (d) 配偶者があり、給与・賃金所得(「課税所得」の項目で箇条書きした(1)の所得に該当)が100,000 バーツを超える者

夫婦は、別々に所得を申告するか、合算申告をするかを選択することが可能です。

個人所得税の課税年度は、1月1日から12月31日までの暦年です。確定申告の期限は、原則として、翌年の3月31日です。ただし、資産の賃貸、自由業(医術、法律、エンジニアリング、建築、会計および美術)、請負業務、商業およびその他産業により所得を得ている納税者については、6月30日までの半年間の所得について9月30日までに中間申告しなければなりません。中間申告による納税額は、確定申告時に計算された年間納税額から控除できます。

加算税および延滞税

不正確な申告(過少申告)をした場合、または、申告を怠った(無申告)場合は、税務署の査定官吏(Assessment Officer)の決定により、加算税を課せられます。加算税は、過少申告の場合、未納付額の100%、無申告の場合、未納付額の200%です。納税者の文書による加算税の減額申請に基づき、当該納税義務者に脱税の意図がなく、税務調査に協力的であると査定官吏が判断した場合に限り、加算税額が最高50%まで減額されることもあります。

納税期限までに納税しなかった場合、1ヶ月につき未納付額の1.5%を延滞税として支払わなければなりません。ただし、延滞税は、未納付額が上限とされます。

税務調査および査定

税務当局は、2年前まで遡って書類や記録を徴求し、税務調査を行う権限があります。ただし、脱税の意図についての確たる証拠がある場合、あるいは、還付申請に対処するため必要と認められる場合、5年前まで調査権限を延長することができます。

しかしながら、民商法典上、税務当局は最高10年まで査定することができますとされています。

不服申立の手続き

納税者は、税務当局の賦課決定に不服のある場合、査定通知書 (Assessment Notice) を受け取った日から 30 日以内に不服申立審理委員会 (Board of Appeal) へ不服を申し立てることができます。さらに、この不服申立審理委員会の決定に同意できない場合、その決定通知を受け取った日から 30 日以内に租税裁判所へ不服を申し立てることができます。現時点では、租税裁判所の判決に対して 30 日以内に最高裁へ上申できることになっていますが、最高裁における係争数を軽減するため、特別控訴裁判所の設立が進行中です。設立されれば、租税裁判所の判決については、最高裁に上申する前に、特別控訴裁判所への控訴が必要となります。特別控訴裁判所の判決をもって終審となりますが、案件が極めて重大と考えられ、かつ最高裁判所が承認した場合には、さらに最高裁判所に上告することができます。特別控訴裁判所は 2016 年 10 月 1 頃に完全稼働すると考えられています。

不服申立により、税金の支払いが留保されることはなく、歳入局長官によって許可された場合を除き、税金の支払いが法定期限内に履行されなければ未納であるとみなされます。税務当局の査定や不服申立審理委員会の決定に従い、査定通知または決定を受け取った日から 30 日以内に税金を支払わなければなりません。

注:

政府は、個人所得税関連の税制、特に所得控除・税額控除については、相当な期間にわたって適用されてきており、近年の状況にそぐわないものになりつつあるとして、修正することが適切であると考えています。

2017 年度以降、控除額を増額し、累進課税の対象となる所得の範囲を拡大することが提案されています。これにより個人所得税の徴税額が全体で減少することになります。本稿執筆時において、この提案は法制化に向けて検討が進められています。

法人税

居住者の認定

法人の居住者は、設立の場所により決定されます。タイ国の法律の下で設立された会社は、内国法人となります。マネジメントや管理の場所は、法人の居住者を決める法的な要因とはなりません。タイ国に設立された法人は、全世界の所得に対してタイ国で税金を課せられます。

納税義務者

- 会社および法人格を有するパートナーシップ
- ジョイントベンチャー／財団および協会
- 外国の法律の下で設立された法人で
 - タイ国で事業活動している場合(例:支店)
 - タイ国で事業活動はしていないが、タイ国で特定の収益を得ている場合
- 外国政府の機関および外国の法律の下で組織された法人で、タイ国で事業活動している場合
- 財務大臣の認可に基づき歳入局長官によって指定されたその他の法人

課税所得

- タイ国で設立された会社および法人格を有するパートナーシップは、タイ国内および国外を源泉とする利益に対して法人税(Corporate Income Tax)が課されます。
- 外国の法律の下で設立された会社がタイ国で事業活動している場合(支店等)、タイ国での事業活動により得られた利益に対して法人税が課されます。さらに、税引後の利益を本国へ送金する場合、送金額に対して10%の税率で課税されます。
「タイ国で事業活動している」という文言は適用範囲が広く、従業員や代表者、仲介者が存在することによって外国企業がタイ国で所得を得ている場合等も該当します。
- 外国の法律の下で設立された会社は、タイ国で事業活動していない

場合も、租税条約による免税措置のない限り、タイ国で得た以下のような所得に対して源泉徴収税を課せられます。以下は、そのうちの数例です。

- 仲介料
- サービス報酬
- 使用料 (ロイヤルティ)
- 利息、配当、キャピタルゲイン
- 資産の賃貸料

総所得に対する課税

国際輸送事業を行う財団、協会および外国の会社は、その総所得に対して法人税が課されます。

財団および協会については、登録料、入会金および寄付金以外の総所得に対して 10%の法人税が課されます。ただし、財団および協会の所得が「個人所得税 - 課税所得」の項目で箇条書きした(8)に該当する場合、2%の軽減税率が適用されます。

タイ国で事業活動している外国の航空会社および海運会社は、乗客を輸送する場合、タイ国内で徴収される航空運賃、乗船料およびその他収入(費用控除前)に対して一律 3%の法人税が課されます。物品搬送の場合には、タイ国内で徴収される貨物運送料、用船料およびその他収入(費用控除前)、さらにタイ国からの物品輸送に関してタイ国外で徴収される貨物運送料、用船料およびその他収入(費用控除前)に対して一律 3%の法人税が課されます。

キャピタルゲイン

タイ国ではキャピタルゲインに関する特別の規則はありません。会社が得たキャピタルゲインは、税務上、通常の収益として取り扱われます。タイ国で事業活動をしていない外国の会社がタイ国における投資の売却により得たキャピタルゲインは、租税条約による免税措置のない限り、その投資の購入者によって 15%が源泉徴収されます。

非居住者が国債の売却により得たキャピタルゲインについても、租税条

約による免税措置のない限り、15%が源泉徴収されます。

非課税所得

- 下記の所得は、法人税が免除されます。
 - タイ国で事業活動をしていない外国の会社へ支払われる国債利息
 - 特別法の下で設立され、外国政府により完全所有されている金融機関へ支払われる借入利息
 - 法人化されていないジョイントベンチャーからタイ国の会社やタイ国で事業活動している外国の会社へ支払われる配当金および利益分配金
 - タイ証券取引所の上場会社がタイ国の会社から受け取る配当金、および、非上場会社が、議決権を25%以上保有する会社（直接間接に関わらず、株式の相互保有のないことが前提）から受け取る配当金
なお、上記以外のタイ国の会社が他のタイ国の会社から受け取る配当金は、その半額が免税となります。ただし、これら配当に関する免税は、配当の前後3ヶ月以上保有していた上場・非上場会社にのみ適用されます。新設合併または全部事業譲渡（EBT）については、新設会社または存続会社は、新設合併または全部事業譲渡の前身会社の所有期間を3ヶ月に含めることができます。
 - タイ国の会社が海外投資により受領する配当金で、当該配当金受領前少なくとも6ヶ月間にわたり配当する会社の議決権を25%以上保有しており、かつ、配当する会社が所在する国において、当該配当金の原資となる純利益に対して15%以上の法人税が課されている場合
なお、所在地国における「特別法」により、軽減税率の適用や純利益に対する法人税が免除されている場合には、一定の法人税の免除を受けることができます。
 - タイ国外に居住しているタイ国籍を持たない者や、タイ国で事業活動をしていない外国法人、外国銀行（タイ国に支店や駐在員事務所を有している外国銀行を含む）が、外貨預金・貸付金に対して商業銀行から受領する利子

ただし、商業銀行が当該外貨預金・貸付金を、タイ国外に居住しているタイ国籍を持たない者や、タイ国で事業活動をしていない外国法人や外国銀行(タイ国に支店や駐在員事務所を有している法人を含む)への融資に使用する場合に限り(いわゆる「アウト・アウト事業」)。

- 下記の納税者は、法人税が免除されます。
 - タイ国投資奨励法 (BOI) により免税恩典を与えられた会社
 - 特定の財団および組織
 - 互惠条約を取り交わした国の公的組織や外交組織

- 証券化のための特別目的事業会社 (SPV) は、証券取引委員会 (SEC) 事務局に承認された証券化プロジェクトから発生した所得について課税が免除されます。ただし、債権からのキャッシュインフローや費用決裁の運用および配賦については SEC に承認されたプランに従わなくてはなりません。また、SPV の全ての資産と利益が原資産所有者に譲渡されて SPV が解散するまで、SPV の株主には配当が支払われません。

税 率

- ・ 一般的な法人税率は 20%が適用されます。
- ・ 中小企業(SME)に対しては、以下の税率が適用されます。

2015 年 1 月 1 日から 2016 年 12 月 31 日の間に開始する会計年度

純利益(パーツ)	法人税率(%)
0 ～ 300,000	-
300,001 ～	10

2017 年 1 月 1 日以後に開始する会計年度

純利益(パーツ)	法人税率(%)
0 ～ 300,000	-
300,001 ～ 3,000,000	15
3,000,001 ～	20

中小企業が軽減税率を受けるには以下の条件を満たさなければなりません。

- (1)会計年度末において払込資本金が 500 万パーツ以下であること
- (2)「商品の販売およびサービスの提供」による収入が 3,000 万パーツ以下であること

- ・ 銀行に対しては、タイ国外を源泉とする外貨資金からのタイ非居住者への融資(いわゆる「アウト・アウト事業」)によって得られる利益について、10%の税率で法人税が課せられます。

支店所得

外国の会社の支店は、タイ国内で得た利益についてのみ通常の法人税率で法人税を支払います。支店の利益を外国の本店に送金する場合、さらに 10%の税率で追加で課税されます。ただし、外国の商業銀行の支店が、「アウト・アウト事業」により得た利益を送金する場合は、この追加

の課税は免除されます。

純利益の計算

純利益は、いくつかの例外を除き、一般的に公正妥当と認められる会計実務にしたがって発生主義に基づいて計算しなければなりません。

所得控除

- 歳入法典に別途定めがない限り、利益獲得または事業のために生じた全ての費用を所得から控除できます。
- 利益獲得あるいはタイ国での事業のために支出したロイヤルティ、マネジメンフィー、利息費用は、合理的な金額に限り所得から控除できます。
- 認可済慈善活動や技術開発教育基金、適格社会的企業(ソーシャル・エンタープライズ)などに対する公益を目的とした寄付金、および教育やスポーツの振興を目的とした寄付金は、純利益の 2%を限度として所得控除が認められます。
- 以下の項目については 200%の所得控除が認められます。
 - 社内の従業員研修費、および、社外の然るべき研修機関で開催される研修費用。
 - 以下の費用と寄付金(合算した上で、寄付金控除前の純利益の 10%が控除限度額)。
 1. 教育省によって承認された教育プログラムを支援するために建物、書籍、教師等について支払った費用
 2. 教育および娯楽活動の支援を目的とした、子供の遊び場や公園、無料で開放されている民間の運動施設についての、建設や維持のための費用
 3. 公立または私立の教育機関が読書振興のために書籍また

は電子機器を配布することを支援するために支出される寄付(現金によるか資産によるかは問わない)

4. 芸術、文化、図書、考古学等に関連するファンドへの寄付
5. 2016年1月1日から2018年12月31日の間に、教育機関やスポーツ団体に対して支出される寄付(公的機関か民間団体かは問わず、寄付の形態も現金によるか資産によるかは問わない)

- 社内図書館用の書籍または電子機器の購入費用(限度額50,000 バーツ)。

- 技術革新目的の研究開発(国内で実施されるものに限る)に関する支出で、歳入局長官の認めた政府機関や民間団体に対して支払われるもの。さらに、2015年1月1日から2019年12月31日の期間の研究開発費で、支出企業の事業所得額に応じて定められた上限額以下の費用は100%の追加控除が認められる。

- 2016年1月1日から2016年12月31日の期間に支出された、従業員のために実施される国内でのセミナーやトレーニングに関連する会場費、宿泊費、交通費、その他の費用、または政府公認の観光事業者への手配料やガイド費用。

- ・ 勅令 604 号により、特定資産(機械、コンピュータプログラム、登録車、建物)に対する取得費用について追加控除が認められます。これらの資産の内、機械と建物以外については、2015年11月3日から2016年12月31日の期間に購入し使用可能な状態となっていることが必要です。控除額については資産の種類に応じて定められた一定期間にわたって按分することになります。

損金不算入項目

- ・ 以下の費用については損金算入が認められません。
 - 引当金や準備金への繰入額
 - 基金への拠出金(ただし、登録プロビデントファンドへの拠出金)

を除く)

- 個人的費用および贈答品費
- 歳入法典に基づく法人税、罰金および加算税
- 株主へ支払われた給与支払額のうち、合理的な金額を超える部分
- 虚偽または架空の経費
- 会社の資本、準備金および基金から生ずる利息
- 受領者が特定できない支出
- 事業年度終了後に利益に基づいて決められる支出
- 財務省令に定められる規則、手続き、条件に準拠していない貸倒損失
- 保険または補償契約により補填される損害

減価償却費

取得原価の一定割合に基づく減価償却は、損金算入が認められています。会社が会計上適用している減価償却率が税務上認められている償却限度率よりも低い場合、会社が適用している償却率により算出された減価償却費のみを税務上損金算入できます。償却方法としては、定額法が最も一般的ですが、級数法および 200% 定率法も認められます。定額法の償却限度率は、次の通りです。

建物:

- 長期使用する建物 5%
- 仮設の建物 100%

天然資源で枯渇するもの 5%

賃借権:

- 賃貸借契約書がない場合、または、賃貸借契約書はあるが、連続的な更新を認める条項がある場合 10%
- 賃貸借契約書はあるが、更新条項のない場合、または、更新条項はあっても更新期間に制限のある場合 (注 1)

工程に関する権利、方式に関する権利、営業権、商標権、営業免許、特許権、著作権、その他の権利:

- ・ 使用期間が限られていない場合 10%
- ・ 使用期間が限られている場合 (注 2)

その他の償却資産(ただし、土地および棚卸資産を除く) 20%

(注 1) 100 を当初の賃借期間および更新期間の合計年数で除した百分率

(注 2) 100 を使用年数で除した百分率

特定の資産に対する特別償却

1. 研究開発用機械装置については、取得時に 40% で特別償却し、未償却残高を最大 20% の償却率で償却することが認められています。
2. コンピュータハード・ソフトについては、3 年間で償却することが認められています。

中小企業に適用される特別償却

土地を除く固定資産が 2 億バーツ以下で、従業員 200 人以下の会社あるいはパートナーシップには以下の特別償却を適用することが認められています。:

1. 機械装置については、取得時に 40% で特別償却し、未償却残高を最大 20% の償却率で償却することが認められています。
2. コンピュータハード・ソフト(周辺機器含む)については、取得時に 40% で特別償却し、未償却残高を 3 年間で償却することが認められています。
3. 工場建物については、取得時に 25% で特別償却し、未償却残高を最大 5% の償却率で償却することが認められています。

欠損金

欠損金は、将来の利益と相殺するため 5 会計期間繰り越すことができます。欠損金の繰戻しは認められません。

欠損金は税務上それぞれの会社で計算され、連結グループ内の各社で欠損金を合算して税務申告する方法はありません。会社の株式保有の変更は税務上の欠損金に何ら影響を及ぼしません。

国内への支払いにかかる源泉徴収税

会社、登記されたパートナーシップ、その他の法人は、他のタイ国に登記された会社およびパートナーシップ、その他の法人、ならびに支店や

恒久的施設を通じてタイ国で事業活動している外国会社に対して所得を支払う場合、以下の通り源泉徴収しなければなりません。

- (a) 特許権、著作権等の無形固定資産、その他の権利の使用に対するロイヤルティの支払いの3%
- (b) 銀行および金融機関以外の内国法人に対する利息、ならびに、銀行または金融機関に対する債券利息の支払いの1%
- (c) 配当または、登記されたパートナーシップの利益分配の支払いの10%
- (d) 資産に対する賃借料の支払いの5%
- (e) 商船に関する奨励法に基づく、国際輸送に使用する船舶の賃借料の支払の1%
- (f) プロフェッショナルフィーの支払いの3%
- (g) 請負報酬の支払いの3%
- (h) 恒久的支店をもたない外国法人に対する請負報酬の支払いの5%
(注記参照)
- (i) コンテスト、競技会、くじ引き等の賞金の支払い(「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当)の5%
- (j) 広告費用の支払い(「課税所得」の項目で箇条書きした(8)の所得に該当)の2%
- (k) 最終消費者以外に対する販売促進のためのリベート等の支払いの3%
- (l) サービス料の支払い(請負報酬、公共交通機関運賃、レストランやホテルのサービス料、生命保険料を除く)の3%
- (m) 運送料の支払いの1%
- (n) 損害保険料の支払い1%

注記:

恒久的支店は「恒久的施設」とは異なります。下記のいずれかを有している場合には、恒久的支店を有していることとなります。

- タイ国内に事務所を有していること
- タイ国内で契約業務以外の事業を行っていること(例:商品の購入および販売)
- タイ国内で従業員のためにプロビデントファンドを設立していること

税額控除

タイの会社は、営業所得もしくは受取配当金に対して支払った外国税額を確定法人税額から控除することができます。外国税額控除は、所得に対して課税されるタイ国の税額を上限とします。

また、上記の源泉徴収税や中間申告納税額も控除することが認められています。

国外への支払いにかかる源泉徴収税

タイ国内で事業を営まない外国の会社への収益の送金には、源泉徴収税が課せられます。

- 所得の分類による税率：
 - 仲介手数料および役務提供料 15%
 - ロイヤルティ 15%
 - 利息 15%
 - 配当金 10%
 - キャピタルゲイン 15%
 - 資産の賃貸料 15%
 - 自由専門業に対する報酬 15%

これらの源泉徴収税は、租税条約により減額または非課税とされる可能性があります。

租税条約

タイ国と租税条約を締結している国および各国への支払いにかかる源泉徴収税率は、以下の通りです。

受領国	配当(%)	利子(%)	ロイヤルティ(%)※
日本	10	0/10/15(21)	15
アイルランド	10	10/15(17)	5/10/15(18)
アラブ首長国連邦	10	10/15(1)	15

受領国	配当(%)	利子(%)	ロイヤルティ(%)※
アルメニア	10	10/15(1)	15
イスラエル	10	10/15(1)	5/15(19)
イタリア	10	0/10/15(20)	5/15(3)
インド	10	10/15(1)	15
インド(改訂版)(16)	10	10	10
インドネシア	10	10/15(1)	15
ウクライナ	10	0/10/15(39)	15
ウズベキスタン	10	10/15(1)	15
英国	10	10/15(1)	5/15(3)
エストニア共和国	10	10	8/10(10)
オーストラリア	10	10/15(1)	15
オーストリア	10	10/15(1)	15
オランダ	10	10/15(1)	5/15(3)
オマーン	10	10/15(26)	15
カナダ	10	10/15(1)	5/15(5)
韓国	10	10/15(14)	5/10/15(22)
キプロス	10	10/15(7)	5/10/15(8)
クウェート	10	10/15(1)	15
シンガポール	10	10/15(1)	15
シンガポール(改訂版)(31)	10	10/15(32)	5/8/10(33)
スイス	10	10/15(1)	5/10/15(36)
スウェーデン	10	10/15(1)	15
スペイン	10	10/15(1)	5/8/15(35)
スリランカ	10	10/15(1)	15
スロベニア	10	10/15(1)	10/15(34)
セーシェル共和国	10	10/15(1)	15
台湾	5/10(37)	10/15(1)	10

受領国	配当(%)	利子(%)	ロイヤルティ(%)※
タジキスタン	10	10	5/10(38)
中華人民共和国	10	10/15(1)	15
チェコ共和国	10	10/15(1)	5/10/15(9)
チリ	10	10/15(1)	10/15(6)
デンマーク	10	10/15(1)	5/15(3)
ドイツ	10	0/10/15(13)	5/15(3)
トルコ	10	10/15(1)	15
ニュージーランド	10	10/15(14)	10/15(24)
ネパール	10	10/15(1)	15
ノルウェー	10	10/15(1)	5/10/15(25)
バーレーン	10	10/15(1)	15
パキスタン	10	10/15(1)	0/10/15(27)
ハンガリー	10	10/15(1)	15
バングラデシュ	10	10/15(1)	15
フィリピン	10	10/15(28)	15
フィンランド	10	10/15(1)	15
フランス	10	3/10/15(11)	0/5/15(12)
ブルガリア	10	10/15(1)	5/15(4)
米 国	10	10/15(14)	5/8/15(40)
ベトナム	10	10/15(1)	15
ベラルーシ共和国	10	10/15(2)	15
ベルギー	10	10/15(1)	5/15(3)
ポーランド	10	10/15(1)	0/5/15(29)
香 港	10	10/15(14)	5/10/15(15)
マレーシア	10	10/15(1)	15
南アフリカ	10	10/15(1)	15
ミャンマー	10	10	5/10/15(23)

受領国	配当(%)	利子(%)	ロイヤルティ(%)※
モーリシャス	10	10/15(1)	5/15(4)
ラオス	10	10/15(1)	15
ルーマニア	10	10/15(1)	15
ルクセンブルク	10	10/15(1)	15
ロシア	10	10/15(30)	15

※ロイヤルティはタイの多くの租税条約において、産業、商業または学術的な設備の使用または使用の権利を含むものとされています(恒久的施設を有する場合のみ課税される事業所得としては扱われません)。また、「ノウハウ」の移転を含むコンサルタントや専門的業務は、事業所得ではなくロイヤルティとして取り扱われる可能性があります。

(注) 表の括弧内の数字は、下記の参照番号を示しています。

- (1) 銀行または金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子には、10%の税率が適用されます。
- (2) 以下の利子には、10%の税率が適用されます。
 - －銀行または金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子
 - －設備や機械、サービスの信用販売に基因する債務に対して支払われる利子
- (3) 文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の使用または使用権に支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。
- (4) 文学、美術もしくは学術上の著作物(ラジオまたはテレビ放送に使用されるフィルム、テープおよびディスクの使用を除く)の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。
- (5) 文学、演劇、音楽、もしくは美術上の著作物の著作権の製作もしくは複製に対して支払われるロイヤルティ(映画、フィルム作品、およびテレビに関連して使用されるビデオテープに関するロイヤルティを除く)には、5%の税率が適用されます。
- (6) 文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の使用もしくは使用する権利、または産業、商業もしくは学術上の設備の使用もしくは使用する権利に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。

- (7) 以下の利子には、10%の税率が適用されます。
- 銀行または金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子
 - 産業、商業もしくは学術上の設備の信用販売に関して支払われる利子
 - 事業者間における商品の信用販売に関して支払われる利子
- (8) 文学、演劇、音楽、美術もしくは学術上の著作物(ソフトウェア、ラジオまたはテレビ放送に使用される映画やフィルムおよびテープを含む)の著作権の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。
- 産業、商業もしくは学術上の設備の使用、ならびに、産業、商業、学術的な経験に関連する情報の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- (9) 文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権(ラジオまたはテレビ放送に使用される映画、フィルムおよびテープを除く)の譲渡、使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。特許権、商標権、意匠、模型、図面、機密の数式や工程の譲渡対価に対しては、10%の税率が適用されます。
- (10) 産業、商業もしくは学術上の設備を使用する権利に対して支払われるロイヤルティには 8%の税率が適用されます。上記以外のロイヤルティには 10%の税率が適用されます。
- (11) 公的金融機関が参画し、法定機関または企業に供与される4年以上の借入またはクレジットに関する利子に対しては、3%の税率が適用されます。ただし、これらの借入またはクレジットが、設備の売却または産業、商業もしくは学術上の施設や公共事業の調査、据付、提供に関連していることを条件とします。金融機関に支払われる利子に対しては、10%の税率が適用されます。
- (12) フィルムまたはテープに関連して、締結国または国有会社に支払われるロイヤルティには、0%の税率が適用されます。文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の譲渡、使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには5%の税率が適用されます。
- (13) 金融機関(締結国、州、行政区域、地方当局、地方行政、ドイツであれば「ドイツ連邦銀行」または「復興金融公庫」、タイ国であれば「タイ中央銀行」によって完全所有されている金融機関)に対して支払われる利子には、0%の税率が適用されます。銀行および金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子には 10%の税率が適用されます。

- (14) (a)銀行または金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子、および、(b)施設、商品またはサービスの信用販売に基因する債務に対して支払われる利息(独立企業間価格で行われていない場合を除く)には、10%の税率が適用されます。
- (15) 文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。特許権、商標権、意匠、模型、図面、機密の数式や工程の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- (16) タイ・インド間の改訂版租税条約は 2016 年 1 月 5 日に発効し、2017 年 1 月 1 日に開始する課税年度から有効となります。
- (17) (a)銀行または金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子、ならびに、(b)施設、商品またはサービスの信用販売に基因する債務に対して支払われる利息(独立企業間価格で行われていない場合を除く)には、10%の税率が適用されます。
- (18) 文学、美術もしくは学術上の著作物(ソフトウェア、ラジオまたはテレビ放送に使用される映画やフィルムおよびテープを含む)の著作権の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。産業、商業、学術上の設備および特許の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには 10%の税率が適用されます。
- (19) 文学、美術もしくは学術上の著作物(ラジオまたはテレビ放送に使用される映画、フィルムおよびテープを除く)の著作権の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには 5%の税率が適用されます。
- (20) 締結国または行政区域や地方当局によって完全所有されている金融機関に支払われる利子には 0%の税率が適用されます。銀行や金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子には 10%の税率が適用されます。
- (21) 国によって完全所有されている金融機関に支払われる利子には 0%の税率が適用されます。銀行や金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子には 10%の税率が適用されます。
- (22) 文学、美術もしくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画、フィルム作品、ラジオまたはテレビ放送に関連して使用されるテープおよびその他の方法による複製物を含む)の著作権の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには 5%の税率が適用されま

す。また、特許権、商標権、模型、図面、機密の数式や工程の使用に対して支払われるロイヤルティには 10%の税率が適用されま
す。

- (23) 文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の使用または使用権には 5%の税率が適用されます。また、経営コンサルタントおよび産業、商業または学術上の経験に関する情報の対価に対しては 10%の税率が適用されます。
- (24) すべての著作物の著作権の使用または使用権、および産業、商業もしくは学術上の施設の使用または使用権、および映画、フィルム、ビデオテープ、テレビまたはラジオ放送に関連して使用されるその他の方法による記録の使用または使用権、および衛星、ケーブル、光ファイバーまたはその他同様の技術によって公共に送信される視覚映像もしくは音声またはその両方の受信あるいは受信する権利、およびテレビまたはラジオ放送に関する使用または衛星、ケーブル、光ファイバーまたはその他同様の技術によって公共に送信されるテレビもしくはラジオ放送、視覚映像もしくは音声またはその両方の使用の権利に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- (25) 文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。産業、商業、もしくは学術上の施設の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには 10%の税率が適用されます。
- (26) (a) 銀行または金融機関（保険会社を含む）に支払われる利子、ならびに、(b) 政府により保証された借入または請求権に対して支払われる利子には、10%の税率が適用されます。
- (27) フィルムまたはテープに関連して、締結国または国有会社に支払われるロイヤルティには、0%の税率が適用されます。文学、美術もしくは学術上の著作物の著作権の譲渡、使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- (28) タイで生じた利子がフィリピンの金融機関（保険会社を含む）に支払われた場合には、10%の税率が適用されます。フィリピンで生じた公債、その他これに類する債務の利子には 10%の税率が適用されます。
- (29) テープまたはフィルムに関連して締結国または国有会社に支払われるロイヤルティには、0%の税率が適用されます。文学、美術もしくは学術上の著作物（テレビまたは放送に使用される映画およ

- びテープを除く)の著作権の譲渡、使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。
- (30) 以下の受領者に該当し支払われる利子には、10%の税率が適用されます。
- ロシア居住者の場合、銀行業務ライセンスを保有する機関
 - タイ居住者の場合、金融機関(保険会社を含む)
- (31) タイ・シンガポール間の改訂版租税条約は、2016年2月15日に発効し、2017年1月1日に開始する課税年度から有効となります。
- (32) 以下の利子には、10%の税率が適用されます。
- 受益者である金融機関または保険会社に対して支払われる利子
 - 独立企業間取引ではない場合を除き、設備、商品、サービスの信用取引から生じた債務の利子
- (33) 文学、美術もしくは学術上の著作物(映画フィルム、ラジオまたはテレビ放送に使用されるフィルム、テープを含む)の著作権の使用料または使用権のロイヤルティには5%の税率が適用されます。特許権、商標権、意匠、模型、図面、機密の数式および工程の使用料または使用権、ならびに、産業、商業もしくは学術上の施設の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには8%の税率が適用されます。
- (34) 文学、美術上の著作物(ラジオまたはテレビ放送に関連して使用される動画、生放送、フィルム、テープおよびその他の方法による複製物を含む)の著作権の使用または使用権、ならびに、産業、商業もしくは学術上の施設の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、10%の税率が適用されます。
- (35) 文学、演劇、音楽、美術もしくは学術上の著作物の著作権(ラジオまたはテレビ放送に使用される映画、フィルムおよびテープを除く)の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。産業、商業もしくは学術上の施設の使用または使用権のためのファイナンス・リースの対価として支払われるロイヤルティには、8%の税率が適用されます。
- (36) 著作権、美術上もしくは学術上の著作物(ラジオまたはテレビ放送に使用される映画、フィルムおよびテープを除く)の譲渡、使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。特許権、商標権、意匠、模型、図面、機密の数式や工程の譲渡に対しては、10%の税率が適用されます。

- (37) 配当金支払い会社の資本を受領者が 25%以上保有する場合には、5%の税率が適用されます。
- (38) 文学、美術もしくは学術上の著作権の使用料または使用権のロイヤルティには 5%の税率が適用されます。
- (39) 貿易および投資促進のために国が設立し所有している金融機関に対して支払われる利子に対しては 0%の税率が適用されます。銀行や金融機関(保険会社を含む)に支払われる利子には 10%の税率が適用されます。
- (40) 文学、美術もしくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画、フィルム作品、ラジオまたはテレビ放送に関連して使用されるテープおよびその他の方法による複製物を含む)の著作権の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、5%の税率が適用されます。産業、商業もしくは学術上の施設の使用または使用権に対して支払われるロイヤルティには、8%の税率が適用されます。

連結納税

連結納税は、タイ国において認められていません。

持株会社

持株会社についての特別の規則はありません。

過少資本税制

現時点では過少資本税制についての特別の規則はありません。

移転価格税制

現時点では移転価格税制は明確に法制化されていません。しかし、一般規則として企業には独立企業間取引が求められています。

歳入局は関連者間取引における「市場価格」の定義、容認される移転価格決定方法の詳細、必要書類の詳細、事前確認制度に関して指針を発行しています。

移転価格税制指針

法的枠組

歳入局によって発行された指針は、法的効力を持たないものの、歳入局職員が移転価格調査を行なう際に従わなければならない内部指針です。

市場価格の定義

歳入局による「市場価格」の定義に関連して、この指針で注目すべきは、歳入法典の所得税法に記載のある市場価格という言葉、「独立契約当事者が善意において決定した棚卸資産、サービスの対価または利子(独立企業間取引)」を意味すると定義している点です。さらに、関連者間取引と比較すべき独立企業間取引は、当該関連者間取引と同等であるべきであり、同時期に行わなければならないことも記されています。

関連者の定義

この指針ではまた、「関連者」に関して、直接的または間接的に、他方に経営参加し、または支配し、あるいは資本参加している企業と定義されています。

容認される独立企業間価格算定方法

この指針では、取引における市場価格を決定する際に、取引価格法(例:独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法)と利益基準法の両方が容認されています。

移転価格証明書類

この指針の下、納税者は移転価格に関する以下の書類を求められます。

1. グループ企業それぞれの業務内容を含めた構造図および関係図
2. 予算、事業計画、財政支出計画
3. 企業の事業戦略およびその採用理由を記した書類

4. 関連者間との売上、業績および取引の性質
5. 関連者と国際間取引を行う理由
6. 価格決定方針、各商品の収益性と市場情報、各関連当事者の機能、使用資産および想定されるリスクを考慮した収益貢献度
7. 特定の価格決定方針の選択理由
8. 他に検討、否認された価格設定方針のある場合、その詳細および否認理由(上記7. で記載した順に提出すること)
9. グループ企業間取引の交渉における企業の立場を証明する書類
10. その他移転価格の決定に係る書類(任意)

事前確認制度(APA)

さらに、指針では、関連者間取引に関して事前確認(APA)の申請を行うことが認められています。

タイ国でのAPA申請者の増加に伴い、申請手続きについても指針が発行されています。

APA 申請手続き

APA の申請書の提出に先立って、歳入局がその目的や契約内容を把握するための申告事前相談を対象となる初年度の会計期間内に行います。APA の申請を希望する納税者は、APA の対象となる最初の会計年度終了日から少なくとも6ヶ月前に申告事前相談の目的を記載した書類を提出します。対象取引や機能分析に関連した文書の提出は申告事前相談の15営業日前までに提出します。申告事前相談が開催され、歳入局が申請書の提出を承諾した後、出願者はAPAを正式に申請することができます。

(注) 現時点においては、移転価格税制を歳入法典に加えるための改正法および移転価格情報の開示に関しては審議会で審査中です。

申告・納税

申告納税制度が採用されています。会社は、期日までに申告書を提出し、それと同時に納税します。

会社の課税年度は、会計期間と同じで、12 ヶ月間でなければなりません。ただし、設立後最初の会計期間、解散会計年度、あるいは、歳入局および商務省事業開発局から会計期間の変更について承認を受けた場合は、12 ヶ月未満とすることも認められています。

法人税は、年 2 回納付します。年間予想利益の 2 分の 1 に基づいて中間納税額を計算し、上半期末から 2 ヶ月以内に法人税の中間申告書を提出しなければなりません。ただし、上半期の実際利益に基づいて中間納税額を算定する上場会社、銀行、その他特定の金融機関および会社を除きます。確定申告書は、一会計年度終了後 150 日以内に提出しなければなりません。その際、中間納税額は、確定納税額から控除します。

加算税、延滞税および不服申立の手續

法人税の申告・納税を怠った者は、加算税および延滞税が課せられます。加算税および延滞税の額は、個人所得税に記述したものと同じです。不服申立の手續も同様となります。

付加価値税(VAT)

税制の概要

付加価値税(Value Added Tax、以下“VAT”)は、VAT 登録事業者がタイ国において、物品を供給したり、サービスを提供する際に課す非累積的で広範な消費税です。VAT は、販売した物品および提供したサービスの合計価額を基準に計算されます。サービスがどこで消費されようと、それがタイ国内で提供された場合、および海外で提供されたサービスがタイ国内で消費された場合も、税法上、タイ国でサービスが発生したとみなされます。原則として、登録事業者は、事業に関する物品の購入やサービスの消費で生じたインプットVATをアウトプットVATから控除できます。

納税義務者

一般的に、特に免除されていない限り、タイ国で事業を行う全ての者は、自然人、組合、パートナーシップ、会社、その他の法人等、事業がいかなる形態で行われているかにかかわらず VAT を支払う義務があります。具体的 VAT の納税義務者は以下の通りとなります。

- ・ 事業活動あるいは職業的な活動として物品を販売する製造業者、輸入業者、卸売業者、小売業者およびその他の業者
- ・ サービスを提供する者
- ・ タイ国内において物品の販売やサービスの提供を通常の業態とするタイ国非居住者のタイ国における代理人

登録

年間売上高が 1,800,000 バーツを超える場合、VAT 登録事業者として税務当局に登録しなければなりません。VAT 登録事業者のみ、アウトプットVATからインプットVATを控除することができ、またインプットVATの還付を請求できます。

非課税項目

以下の者および事業活動は、VAT が非課税となります。

- (a) - 年間売上が 1,800,000 バーツ以下の納税義務者
 - 未加工の農産物の販売
 - 農業に関連する物品または製品の販売(肥料、動物用飼料、農薬等)
 - 新聞、雑誌および教科書の販売
 - 動物の販売(生死を問わない)(注 1)
- (b) 公立および私立の学校における教育サービス
- (c) 芸術的および文化的サービス
- (d) 医療、監査および法廷弁護サービス
- (e) 公立および私立の病院や診療所における治療サービス
- (f) 調査および学術サービス
- (g) 図書館、博物館、動物園およびアマチュア・スポーツ
- (h) 芸能人のサービス提供(興行物)
- (i) 国内輸送サービス(注 2)
- (j) 国際陸送サービス
- (k) 不動産の賃貸
- (l) 収入総額から経費を控除することなく政府へ送られる政府機関および地方公共団体のサービス
- (m) 宗教活動および慈善活動
- (n) 関税法により輸入関税が免除される関税フリーゾーン (DFZ) へ持ち込まれる輸入品
- (o) 関税法第 4 章により輸入関税が免除されている物品
- (p) 税関で差し押さえられ、国外へ返送された輸入品

注記:

(注 1) これらの事業は VAT 登録をすることができます。

(注 2) タイ国内での航空機や船舶による国内輸送事業または燃料油のパイプ輸送事業は VAT 登録をすることができます。船舶による国内輸送事業には、タイ国内における海と河川間の輸送を含みます。

税率

- VAT の標準税率は 10% ですが、政府は減税する権限を有しています。ここ数年の税率は 7% に引き下げられており、公式に発表されていないものの、2017 年 9 月 30 日までの延長が内閣で決定されています。
- 次の項目には、0% の税率が適用されます。
 - 輸出品
 - タイ国内で提供されたが、その全部または一部が国外で使用されるサービス
 - 航空機または船舶による国際輸送
 - 外国援助プログラムにより、政府機関および国営企業へ販売/提供される物品/サービス
 - 国際連合、国連専門機関および大使館や領事館へ販売/提供される物品/サービス
 - 保税倉庫間、関税フリーゾーン内に立地している企業間、および両者間で販売/提供される物品/サービス

税額計算

VAT 登録事業者は、物品の販売あるいはサービスの提供に際し、VAT を課さなければなりません。これをアウトプット VAT と呼んでいます。一方、物品やサービスを購入した際に VAT 登録事業者によって支払われた VAT は、インプット VAT と呼ばれています。納税額の計算に際して、インプット VAT はアウトプット VAT より控除できます。

$$\text{VAT 納税額} = \text{アウトプット VAT} - \text{インプット VAT}$$

アウトプット VAT がインプット VAT を超える場合、その差額を歳入局へ納付しなければなりません。逆に、インプット VAT がアウトプット VAT を超える場合、還付を選択するかあるいは翌月以降のアウトプット VAT からの控除を選択することができます。

タックス・インボイス

VAT 登録事業者は、物品またはサービスの売上金額と VAT の金額を記載したタックス・インボイスを発行することが要求されています。タックス・インボイスは、法律に従い、全ての必要項目が記載されなければなりません。記載内容が不十分であったり、不正確であったりした場合、支払ったインプット VAT を控除または還付できない場合があります。

申告・納税

申告書

VAT 登録事業者は、毎月、税金の発生した月の翌月 15 日までに VAT を申告・納税することが義務付けられています。

文書および記録

受取ったタックス・インボイスと発行したタックス・インボイスの控えは、関係書類や記録とともに保管しておく必要があります。例えば、会計帳簿と製品と原材料の管理簿は、VAT 登録事業者の事務所内に常時保管されていなければなりません。

加算税および延滞税

- VAT 登録を怠った場合、または、VAT 登録を抹消後事業を継続していた場合、本来納付すべき VAT の 200% が加算税(最低 1,000 バーツ/月)として課されます。
- 期日までに VAT の申告を怠った場合、本来納付すべき VAT の 200% が加算税として課されます。
- VAT 申告書に税額計算の誤りがあった場合、納付不足額の 100% が加算税として課されます。
- VAT 申告書にアウトプット VAT またはインプット VAT の金額に誤りがあった場合、アウトプット VAT の不足額またはインプット VAT の過大額の 100% が加算税として課されます。
- 購入者に対するタックス・インボイスの発行を怠った場合、本来納付すべき VAT の 200% が加算税として課されます。

- 必要な報告書の作成を怠った場合、本来納付すべき VAT の 200% が加算税として課されます。
- 上記加算税に加え、納付不足額に対し、一ヶ月につき 1.5 % の延滞税が課されます。ただし、延滞税は、未払税額が上限とされます。

特定事業税

金融業を中心とした特定の事業については、付加価値の算定が困難なため、VAT と並行して代替税が課されます。特定事業税 (Specific Business Tax、以下“SBT”) は、総収入に固定税率を乗じて算定されます。

納税義務者

課税対象事業を行う以下の者は、特定事業税納税者として登録する必要があります。

- ・ 自然人 (法人格のない団体を含む)
- ・ 法人
- ・ 政府機関や組合
- ・ その他の法人

課税対象事業と税率

- | | |
|--------------------------------|--------|
| (a) 商業銀行業務、ファイナンス、クレジットフォンシエ業務 | 3.0%※1 |
| (b) 生命保険 | 2.5% |
| (c) 質業 | 2.5% |
| (d) 不動産販売 | 3.0% |
| (e) タイ国証券取引所における証券の販売 | 0.1%※2 |
| (f) 商業銀行に類似する業務 | 3.0% |

※1: 特定の銀行業務収入については 0.01% へ減税されます。

※2: 現在は、免税となっています。

特定事業税の税率に地方税として 10% が上乘せされ、課税されます。

タイ国農産物先物取引所 (“AFET”) において農産物先物取引関連法に基づき行われる農産物の先物取引、およびタイ国先物取引所 (“TFEX”) においてデリバティブ関連法案に基づき行われるデリバティブ取引については、特定事業税が免除されます。

申告・納税

特定事業税の課税対象事業者は、毎月、税金の発生した月の翌月 15 日までに SBT を申告・納税することが義務付けられています。

加算税および延滞税

- ・ 納税者登録を怠った場合、納税額の 200% が加算税として課されます。
- ・ 毎月の申告を怠った場合、その月の納税額の 200% が加算税として課されます。
- ・ 毎月の申告において誤謬や納税不足があった場合、その月の納税不足額の 100% が加算税として課されます。
- ・ 納付不足額に対し、一ヶ月につき 1.5 % の延滞税が課されます。ただし、延滞税は、未払税額の額が上限とされます。

印紙税

税制の概要

歳入法典に規定されている 28 項目の文書や証書の作成に際しては、印紙税が課せられます。

税 率

税率は、文書や証書の種類によって異なります。税率は契約書/同意書では 1,000 バーツにつき 1 バーツ、商業関係の書類や他の書類は証書の金額によります。印紙税は、税率表に基づいて適切に貼付されなければなりません。

課税対象となる文書と証書

- 契約書/同意書
 - 土地または建物の賃貸
 - 割賦購入
 - 請負
 - 金銭消費貸借、当座借越
 - パートナーシップ
- 金融/商業関係書類
 - 株式/社債の譲渡
 - 為替手形
 - 約束手形
 - 船荷証券
 - 株券/社債券
 - 小切手/トラベラーズチェック
 - 信用状
 - 銀行預金利息の領収書
 - 運送物品受領書
 - 保証契約書
 - 質権設定
 - 倉荷証券

- 引渡指図書
- ・ 代理/委任状
- ・ 原本の副本
- ・ 株式会社の基本定款/付属定款
- ・ 議決権行使に係る委任状
- ・ 保険証書
- ・ 登記を要する不動産の譲渡、権利設定に関する領収書
- ・ 車両の販売や分割購入に関する領収書

納付および加算税

ほとんどの場合、証書に記載された対価の受領人が印紙税を納税する義務を負います。印紙税は書類に貼付し、消印をすることで納税されます。しかし、特定の文書については、歳入局へ直接現金で納税することが必要です。特定の文書には例えば以下が含まれます。

- 契約金額が 100 万バーツ以上の土地、建物、その他の建築物、浮遊ラフトの賃貸契約
- 報酬額が 100 万バーツ以上の請負契約

印紙税は、文書がタイで作成されてから 15 日以内に歳入局に納税しなければなりません。ただし、金融機関や保険会社等、特定の納税者については、月 2 回の納税が求められます。すなわち、毎月 1 日から 15 日までに作成された文書分についてを 22 日に、16 日から月末までに作成された文書分についてを翌 7 日までに納税する必要があります。

納付、貼付漏れには 200%から 600%の加算税が課されます。また、印紙が適切に貼付されていない文書や証書は、民事訴訟の際に証拠として認められません。

関税

税制の概要

関税は、関税法と関税率布告により、輸入と特定の輸出に課せられます。輸入品の区分は、「商品の名称および分類についての統一システム（いわゆる Harmonized System）」に準拠します。タイ国は、2012年1月1日より、2012年版HSコードに基づくASEAN統一コード(AHTN)を採用しています。

課税方法は、従量と従価のうち、いずれか高い方に基づき、0%から80%の税率で課せられます。関税率布告で例外的に規定された特定品目については、輸入関税の免除が認められています。関税の優遇措置は、タイ国と自由貿易協定(FTA)を締結している国から輸入される物品に適用されます。

現在、タイ国と自由貿易協定を締結している国は下記のとおりです。

- ASEAN 諸国 (シンガポール、ベトナム、マレーシア、インドネシア、フィリピン、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ブルネイ)
- ペルー
- ニュージーランド
- オーストラリア
- インド
- 日本
- チリ

また、ASEAN 加盟国として、下記の国とも特惠貿易協定を締結しています。

- 中国
- 韓国
- 日本
- オーストラリアおよびニュージーランド
- インド

一般的に輸入品の価格は CIF 価格(運賃保険料込み価格)、輸出品の価格は FOB 価格(本船渡し価格)に基づき決定されます。

現在タイ国は、世界貿易機関(WTO)の関税評価協定に準拠しており、原則的に、関税評価は「取引価格」、すなわち、物品が輸出販売された際に実際に支払われた、または支払われるべき価格に基づきます。このため、関税評価上、輸入物品の価値を構成するにも係わらず、取引価格に含まれていない要素および取引価格から控除する要素(例えば、輸入後の運送費用、輸入に関連する税金および関税等)の調整を必要とします。ここで調整すべき要素には、輸入品の購入条件として購入者が支払うべきロイヤルティ/ライセンス料、輸入品の再販売により得られる収益で輸出者に帰属すべきもの、購入者によって提供された物品またはサービスの価格(輸入品に係るデザイン/開発費等)等が含まれます。申告価格が明らかに低すぎる場合、あるいは、虚偽申告であると判断された場合、関税局は、それらの物品の価格に異議を唱える権限を有します。

税関の手続き

タイ国に到着した物品は、その搬入方法に係わらず、他国における場合と同様の税関手続きをとります。輸入者は、「e-Customs システム」を通じて、輸入申告書に加え、船荷証券、インボイス、パッキング・リストを提出しなければなりません。

輸入物品は、船舶の入港時点で関税を課せられ、60 日を超えない期間、保税倉庫にて保管されます。陸揚げ作業費や倉庫保管費は、物品の引渡前に支払わなければなりません。

関税の優遇制度

タイには下記のような関税の優遇制度があり、それぞれ条件や恩典が定められています。

- 関税および税金の補償(タックスクーポン)
- 輸出製品に使用される輸入原材料に対する関税の払い戻し(関税法 19 条 bis)
- 再輸出品に対する関税の払い戻し(関税法 19 条)

- フリーゾーン (関税法またはタイ国工業団地公社法に基づく区域)
- 保税製造倉庫
- 一般保税倉庫
- BOI による優遇
- 自由貿易協定(FTA)に基づく特惠関税

違反と罰則

法律上、関税法の違反は刑事罰の対象となりますが、実務上は、未納付額および罰金の支払いに限定される場合がほとんどです。違反には税関手続きの不遵守や誤申告等が含まれますが、密輸や脱税は重大な違反とみなされます。罰則は、関税法の関連規程の中で定められています。関税監査や査察を受けた後に、関税局と違反者の合意により解決する場合(すなわち、訴訟放棄)、関税局長官により承認された裁定基準に基づき罰金が決定され、一般的には、未払関税額の 2 倍および付加価値税 (VAT) 額の 1 倍です。輸入ライセンスに関する違反や密輸に対する罰金は、該当物品の価額に一定の倍数を乗じた金額に基づき決定されます。

物品税

税制の概要

物品税は、消費税の一種で、サービスの提供または嗜好品と考えられる特定の物品(国産品か輸入品かは問わない)の販売に対して課されます。国産品の場合は出荷時に、輸入品の場合は輸入時に納税義務が生じます。

以下がタイで物品税の対象となるものの従価税率の算出式です。ただし、課税対象によっては特定の税率が適用されます。従価税率または特定税率のいずれか高い方が適用されることになります。

$$\text{物品税} = (\text{CIF} + \text{ID}) \times ((\text{ETR}) / (1 - (1.1 \times \text{ETR})))$$

CIF: 物品価格(陸揚げ料、運賃・保険料込み)

ID: 輸入関税額

ETR: 下表の税率

なおアルコール飲料には別の計算方法が適用されます(下表参照)。

上記計算式の物品価格については、小売価格に変更される可能性があります。ただし、法案は現在審議中であり、完了の目途は立っていません。

課税対象の物品およびサービス

物品・サービス	適用税率(%)
石油および石油製品	0 ~ 36
一部のノンアルコール飲料	0 ~ 25
一部の電化製品	0 ~ 15
ガラス製品	0 ~ 15
自動車	0 ~ 50
船	0
香水および化粧品	0 ~ 15
娯楽サービス、競馬場、レース場、ゴルフ場	0 ~ 20

通信サービス	0
アルコール飲料	0 ～48 を上記計算式に当てはめた算出した金額と、 (1)か(2)の高い方、および (3)の合計金額 (1)度数 100 度のアルコール リットル当たり 0 から 1,000 パーツ (2)リットル当たり 0 から 225 パーツ (3)詳細品目ごとに設定された標準アルコール度数に対して超過した度数あたり 3 パーツ
タバコ	10 ～87
毛織の絨毯	0 ～20
オートバイ	0 ～20
バッテリー	5 ～10
トランプ	2 パーツ/100 枚または 30 パーツ/100 枚
オゾン層に影響を与える物質 /CFC	30

タバコおよびトランプを除く物品には、物品税に加えて、物品税の 10% の内国税が課せられます。タバコやアルコール類などの一部の物品には健康税や公共放送サービス税(TPBS Tax /TV Tax)が課される場合があります。

対象物品の生産者は、工場や保税倉庫からの出荷に先立ち申告書を提出し、物品税を納税しなければなりません。ただし、出荷前に VAT の納税義務が生じる場合は、当該月の翌月 15 日までの申告納付が要求されます。

石油税

税制の概要

石油税法(PITA)に基づき、認可石油会社が石油事業から得た所得に対しては石油税が課されます。石油税法に基づき課税対象となる企業は、歳入法典等その他の法律による税金や関税が免除されますが、石油税法に基づく税金や関税、配当金に対する税金を納付していることが条件となります。

課税所得

石油会社は、石油事業による年間純利益(免許の譲渡や石油事業に付随する活動から生じた利益を含む)に対して 50%の石油税を課されます。「通常必要な」事業経費に加え、資本的支出に対する減価償却費、ロイヤルティ等も税額計算上、控除できます。支払利息を含む特定の支出については、控除が認められません。

申告・納税

納税義務者は、決算日から 5 ヶ月以内に所轄税務署に確定申告書を提出しなければなりません。

加算税および延滞税

申告が不正確だった場合、あるいは、期日までに申告を行わなかった場合、加算税および延滞税が課せられます。ただし、脱税の意図がないと当局が判断した場合、加算税および延滞税が減免されることがあります。

地方税

税制の概要

タイ国は、77 の県で構成され、それぞれの地方自治体や行政当局によって管轄されています。パタヤやバンコク等の行政区では、土地家屋税、地方開発税、看板税の 3 つの主要な地方税を課しています。ただし、土地家屋税と地方開発税については撤廃され、新たな土地家屋税に置き換わる予定です。新法は 2016 年 6 月 7 日に内閣の承認を得たものの、未だ法制化はされていません。以下は現時点で有効な法制です。

土地家屋税

土地または建物を自己の居住以外に使用している所有者に対しては、その実際価値あるいは年間賃貸評価額の 12.5% の土地家屋税が課されます。

建物の所有者が土地の所有者と異なる場合、建物の所有者が建物部分に関して納税義務を負います。

損害を受けた建物は、損害の程度に応じて課税対象額が減額されます。また、建物の非入居率に応じて、減額されることもあります。

以下の建物については、土地家屋税が免除されます。

- (a) 王族所有の宮殿
- (b) 公共の用に供するために政府が所有する建物
- (c) 非営利目的の公立病院、公共教育機関
- (d) 宗教上の建物
- (e) 12 ヶ月以上入居者のいない建物
- (f) 所有者の住居として使用されている建物

納税者は、土地・建物の所在する地方自治体の市役所または地区事務所に、毎年 2 月までに申告書を提出しなければなりません。賦課決定

の通知後 30 日以内が納付期限となります。

申告書の提出を怠った場合、200 バーツの罰金が課せられます。

なお、納付期日後 1 ヶ月以内に納税した場合、未納税額に対して 2.5%の加算税が課せられます。その後は、2 ヶ月以内であれば 5%、3 ヶ月以内であれば 7.5%、4 ヶ月以内であれば 10%と加算税が増額されます。納付遅延が 4 ヶ月を超える場合降は、未納税額を徴収するため、管轄当局が資産を押収し、売却する場合があります。

地方開発税

地方開発税は、土地(改良を除く)の価値に対して課され、税率は年間 0.25%から 0.95%までです。税額は、土地の所在する地域ごとに、地方当局が査定した額の間中値をもって算定されます。課税対象となる資産には、土地、山地、水地が含まれます。

個人が自己の居住目的に使用している宅地に対しては、課税対象となる広大地として指定されていない限り、地方開発税が免除されます。

非課税分を超える耕作地に対しては、法定税率の半分の税率が適用され、遊休地に対しては法定税率の 2 倍の税率が適用されます。

以下に挙げる土地については、地方開発税が免除されています。

- (a) 政府所有の土地
- (b) 王族宮殿が建てられている土地
- (c) 公立病院、公共教育機関、その他公共の用に供する建造物が建てられている土地
- (d) 宗教団体所有の土地または宗教上使用する土地
- (e) 非営利目的の共同墓地
- (f) 土地家屋税が課される土地
- (g) 民間所有であるが、公共目的に政府が使用する土地
- (h) 大使館、領事館、国際機関の事務所が建てられている土地

土地の所有者は、その土地が地方自治体の管轄外の場合は地区事

務所へ、地方自治体の管轄の場合は市役所の担当部署へ申告書を提出しなければなりません。土地取得者は地価が評価された初年度の1月に申告書を提出します。提出した申告書は、4年ごとの再評価または土地の譲渡や面積の変更時まで有効です。納税は、毎年4月までに土地の所有者(納税者)が行います。ただし、査定通知が4月以降に届いた場合には、査定の日から30日以内が納税期限とされます。

申告書の提出を怠った場合、納税額の10%が加算税として課されます。

納税を怠った場合、納付不足額に対し、1年あたり24%の延滞税が課されます。なお、未納税額を徴収するため、管轄当局が資産を押収し、売却する場合があります。

看板税

看板税は、広告あるいは商品や事業についての情報提供を目的として、その名称、商標、製品を掲示した看板や広告板に課せられます。

看板税は、看板の所有者に対して課され、税率は看板の大きさと記載されている言語によって異なります。現在は軽減税率が適用されており、タイ語のみが記載されている場合は500cm²につき3パーツ、タイ語と外国語が併記されている場合は500cm²につき20パーツ、外国語のみの場合は500cm²につき40パーツが課せられます。

以下の看板については、看板税は免除されます。

- (a) 公有地または公的組織の敷地内にあるもの
- (b) 私立学校の敷地内にあるもの
- (c) 宗教団体、慈善組織に係わるもの
- (d) 一時的な博覧会でその敷地内に建てられたもの
- (e) 上映の宣伝を目的として劇場や映画館に掲示されたもの
- (f) 製品または容器に記載されたもの
- (g) 事務所内部のもの
- (h) 農産物の広告
- (i) 自動車、人、動物に掲示されたもの

看板の所有者は毎年3月に申告書を提出し、査定通知の日から15日以内に納税しなければなりません。

申告書の提出を怠った場合、納税額の 10%が加算税として課されます。

納税を怠った場合、納付不足額に対し、1 ヶ月につき 2%の延滞税が課されます。なお、未納税額を徴収するため、管轄当局が資産を押収し、売却する場合があります。

相続税

2016年2月1日より、国籍を問わず、財産を相続した個人および法人は、歳入法典に基づく個人所得税を免除されますが、相続税を課せられます。相続税は、一回または複数回において各被相続人から受け取った相続財産の合計のうち1億バーツを超える部分に対して課せられます。

相続税率は、相続人が被相続人の直系尊属または直系卑属である場合は5%、それ以外の場合は10%です。配偶者が受取る相続財産は非課税です。

相続税の対象となる財産は、不動産、証券取引法に定める有価証券、銀行預金、その他被相続人が金融機関または所有者に請求できる金銭、登録済みの車両、勅令に定める金融資産です。

優遇税制

投資委員会(Board Of Investment)

1977年の投資奨励法の下、投資委員会（以下“BOI”）は、承認された投資事業に対し、優遇措置や恩典を与える権利を有しています。BOIからの投資奨励を受けることができるのは、タイ国の法律に基づき設立された株式会社、財団および協会に限定されます。

2014年11月25日、BOIは、これまでの投資奨励制度（以下“旧制度”）の内容を根本的に変更し、タイ国の持続的発展を目指す新投資奨励政策を承認しました。新投資奨励政策における方針および基準は、2014年12月に発表され、2015年1月1日以降施行されていますが、2014年末までに取得または申請された事業については、旧制度が適用されます。

外国人の株式所有にかかわる規制を緩和するとともに、投資家の投資意欲を促進するため、BOIは次のような判断基準を設けています。

- (1) 外国人事業法（1999年）のカテゴリー1に分類される農業、畜産、漁業、鉱物探査、鉱業およびサービス事業については登録資本金の少なくとも51%以上がタイ国籍者に保持されていることが条件となります。
- (2) 製造業を行う事業に関しては、外国人投資家はその奨励事業の過半数またはすべての株式を所有することができます。
- (3) BOIが妥当と判断した場合には、奨励事業に関する外国人投資家の株式所有について所有割合を定めることができます。

BOIは、税制上の恩典および非税制上の恩典とともに、事業の内容、事業の重要性、所在地、優先事業か否かおよび、その他の基準に応じて、さまざまな保証や保護を与えています。

以下は、投資者に対して与えられる税制上の恩典です。

- (1) 輸入機械に対する輸入関税の減免
- (2) タイ国内販売を目的とする製品の製造に使用する輸入原材料また

は素材に対する輸入関税の軽減(最高 90%まで)

- (3) 奨励プロジェクトの内容、および、当該プロジェクトの所在地に基づき最高 8 年まで法人税の免除(土地代および運転資金を除く投資額を上限とする。但し、特定の条件を満たす場合は上限なし)
- (4) 法人税の免除期間において、その事業所得から支払われた配当金に対する免税(源泉徴収税を含む)
- (5) 輸出を目的とする製品の製造に使用する輸入原材料または素材に対する輸入関税の免除

産業の地方分散を促進するため「投資奨励地域」に立地する法人には以下の追加恩典が付与されます。

- (1) 3 年間の法人税免除期間の追加。但し、免除期間は 8 年間を上限とし、既に 8 年間の免除期間が付与されている場合は、免除期間終了後、5 年間の法人税 50%減免。法人税の免除が付与されていない一部のプロジェクトについては、最初に所得を得た日から 3 年間の法人税免除。
- (2) 奨励プロジェクトからの収入が発生した最初の日より 10 年間、課税所得から輸送費、電気料金、水道料金の二重控除。
- (3) 通常の減価償却に加えて、インフラの設置または建設費の 25%を純利益から追加控除(奨励プロジェクトからの収入が発生した最初の日より 10 年以内であれば、複数年度にわたって控除可能)

以下の 15 業種については、特別重要かつ国益をもたらす業種として優先的に奨励され、免除額の上限なしで法人税が 8 年間免除されます。

- 商用材木の植林(ユーカリを除く)
- 創造的製品デザインサービスと開発センター
- 航空機の機体、航空機部品、その他の基幹部品(エンジン、プロペラ、電子部品等)の製造
- 電子設計(マイクロエレクトロニクス)の設計、組込みシステム設計)
- 組込みソフトウェア開発
- ゴミ燃料による電力製造
- エネルギーサービス
- 工業地区または工業団地(科学技術工業団地、ソフトウェア工業団地およびデータセンター)

- クラウドサービス
- 研究開発
- バイオテクノロジー
- エンジニアリングデザインサービス
- 科学研究所
- 校正サービス
- BOI 認可の研修センター

奨励企業には、税制上の優遇措置以外に、さまざまな許可が与えられます。これには、事前調査に従事する外国人や奨励プロジェクトに従事する外国人技術者・専門家への労働許可、奨励事業を行うための土地の所有、外貨送金等が含まれます。

BOI は、奨励事業を国営化しないこと、奨励事業と競合する新規の国営事業を行わないこと、奨励事業が生産する製品と同種の製品を国家専売しないこと、価格統制をしないこと、政府機関や国営事業が奨励事業と同種の製品を免税輸入しないことを保証しています。

保護措置として、競合製品に対する輸入課徴金の導入や輸入禁止等の他、BOI 長官には、関係官庁に対する奨励事業への援助や課税是正等を命令する権限が付与されています。

特別経済開発区(Special Economic Development Zones :SEZ)

近隣諸国との経済連携およびアセアン経済共同体 (AEC) への加入に備え、工業団地の内外を問わず、特別経済開発区(SEZ)が国境付近に設置されています。

第一段階として、トラード県、ターク県、ムックダハーン県、ソククラ県、サケオ県にある一部地域(区域)が SEZ とされます。

第二段階として、ノンカーイ県、カンチャナブリ県、チェンラーイ県、ナコーンパノム県、ナラーティワート県にある一部地域(区域)が SEZ とされます。

これらの特別区では、歳入局および BOI から税務特典が付与されます。

歳入法典

2015 年 9 月 10 日より、SEZ 内で事業を営む法人について、法人税率が 10 年間にわたって 10%に引き下げられました。本社の所在地は問われませんが、SEZ 内での製造活動やサービス提供から生じる所得が対象です。

BOI

2015 年 1 月 1 日より BOI は SEZ に立地する「奨励対象事業」および「一般事業」に対して税務特典を付与しています。

SEZ 内に所在する法人が奨励対象事業の税務特典を享受するには、近代的な生産工程、機械の新規導入、規定の最低払込資本、適切な環境保護システム、新規事業の負債資本比率 3:1 未満、規定エリアでの事業運営等といった要件を満たさなくてはなりません。

「奨励対象事業」に付与される税務特典：

- 8 年間の法人税免税。ただし、土地と運転資本を除く投資金額の 100%を上限とする。
- 法人税免除期間終了後、5 年間の法人税率 50%減税。
- BOI 事業による収益が計上された日から 10 年間、輸送費、電気代、水道代の 200%控除。
- 一般的な減価償却に加え、設備の設置・建設費の 25%控除。
- 機械の輸入関税免除。
- 輸出製品用の原材料・生産材について、5 年間の輸入関税免除。

BOI の指針により、外国人非熟練労働者の奨励事業の雇用が認められます。

「一般事業」に付与される税務恩典:

- 法人税の免税期間を 3 年追加する。ただし、合計免税期間は 8 年を上限とする。
- 8年の法人税免税期間が与えられる一部の事業(グループ A1、A2)については、免税期間終了後、5年間の法人税率 50%減税。
- 他の恩典は奨励対象事業と同様に認められる。

なお、投資奨励の認可申請は 2017 年 12 月 31 日までに提出されなくてはなりません。

タイ国工業団地公社(Industrial Estate Authority of Thailand: IEAT)のフリーゾーン

IEAT 法の下で設置されているフリーゾーンの入居資格としては、タイ国の経済発展、国家の安全保障、公共の福利、環境管理やその他 IEAT 委員会で規定される目的に適合し、タイ国に便益をもたらす工業、商業活動、および他の関連事業でなければなりません。また、海外から自由事業区へ輸入される、もしくは国内から移入される物品に係る租税(輸入関税、VAT、物品税等)は特別な恩典に基づき減免されます。

IEAT フリーゾーン内の事業者は、以下のような恩典を与えられます。

1. 製品の生産に不可欠な機械・装置・工具・貯蔵品(部品を含む)および IEAT フリーゾーン内の工場や建物の建設・組立・設置に使用される材料は、輸入関税、VAT および物品税が免除されます。ただし、消費財や自動車は、免税になりません。
2. 製品の生産あるいは販売を目的として輸入し、IEAT フリーゾーンに搬入した原材料は、輸入関税、VAT および物品税が免除されます。製品を生産するために IEAT フリーゾーンに搬入され免税となる原材料には、他の IEAT フリーゾーン(同一フリーゾーン内および別フリーゾーン内)から搬入された物品、輸出のために BOI から奨励された者により搬入された物品、保税倉庫から搬入された物品、銀行保証の差し入れにより輸入し、完成後再輸出される物品、他の法律で免税とされている物品等が含まれます。

3. IEAT 理事会によって定められた規則に従い、再輸出を目的とした生産、混合、組立て、梱包、作業のための IEAT フリーゾーン内へ輸入された物品については、輸出入、規格や品質管理、マークやサインの貼付に関し、関税法で別途定められている場合を除き、規制を受けません。
4. IEAT フリーゾーンで生産され、タイ国内で販売される物品は、輸入品とみなされ、輸入時に輸入関税と VAT が課されます。IEAT フリーゾーン内にある業者間で販売される物品においては、通常税率または 0% の VAT が課されます。
5. IEAT フリーゾーンで生産され、原産地および製造に関する規則の要件を満たす場合にはタイの国内市場への移送時に特惠関税が適用されます。

関税フリーゾーン

関税フリーゾーン(CFZ: Custom Free Zone)は、タイ国の輸出を支援、奨励するために関税法に基づいて新設された地域です。工業または商業活動、あるいは、タイ国経済に有益な事業のために指定された地域で、ここに輸入された物品またはここで製造された物品は輸入関税、VAT、物品税が免除されます。

関税フリーゾーンとして認められるには、当該地域開設の申請書を提出し、関税局長官の承認を得なければなりません。関税フリーゾーンを開設あるいは域内で操業することを認められた会社は、関税当局と保証契約を締結し、全ての関税規則を厳格に遵守するとともに、法律で定められた年間手数料を支払うことが要請されます。関税フリーゾーンでの事業者は、以下のような権利と恩典を与えられます。

1. 工業、商業活動、あるいはタイ国の経済に有益な事業に使用するために不可欠な機械、装置、工具、貯蔵品(部品を含む)の取得にかかわる輸入関税、VAT、物品税が免除されます(他の関税フリーゾーンからの移送を含む)。
2. 製造あるいは販売を目的として輸入し、関税フリーゾーンに搬入した原材料は、輸入関税、VAT および物品税が免除されます。製造のために関税フリーゾーンに搬入され免税となる原材料には、別の関税フリーゾーンから搬入された物品、BOI の奨励恩典を保有する企業

により輸出目的で搬入された物品、保税倉庫から搬入された物品、銀行保証の差し入れにより輸入し完成後再輸出される物品、他の法律で免税とされている物品等が含まれます。

3. 関税局長官によって定められた規則に従い、関税フリーゾーン内へ輸入された、再輸出を目的とした生産、混合、組立て、梱包、作業のための物品については、輸出入、規格や品質管理、マークやサインの貼付に関し規制を受けません。
4. 関税フリーゾーンで製造されタイ国内に販売された物品は輸入品とみなされ、輸入時に輸入関税とVATが課せられます。また、関税フリーゾーン内の業者間で販売される物品には通常税率または 0%のVATが課せられます。
5. 関税フリーゾーンで製造され原産地および製造に関する規則の要件を満たす物品をタイ国内に搬送する場合は、特惠関税率が適用されます。

2016年8月25日、国家平和秩序維持評議会(NCPO)が発行した命令(書)第51/2559号によると、フリーゾーン(IEATおよび関税フリーゾーン)内の物品保管期間は2年が限度とされています。なお、機械についてこの制限は適用されません。

統括会社

長年タイ国では、新・旧2つの地域統括事業本部(Regional Operating Headquarters、以下“ROH”)制度を導入し、国内外の多国籍企業に対してタイに地域統括事業本部の設置を奨励するために税制上の優遇措置を与えてきました。持株、サービス、金融およびライセンスサービス活動を行うROHに対し優遇措置を与えることを目的としています。

2002年に最初のROH(旧制度)が制定されました。2010年に一部の基準および恩典を変更し、2つ目のROH制度(新制度)が制定されました。旧制度を適用していた場合は、旧制度の継続使用または新制度への移行を選択することができ、新設するROHは新旧ROH制度のどちらを選択することも可能でした。しかし、2015年11月14日以降、新ROH制度の恩典は、新規登録者には付与されません。

現行 ROH への申請は以下の条件を満たしていなければなりません。

- ・ タイ国の法律に基づき設立された法人で、払込資本が 1,000 万バーツ以上である。
- ・ タイ国を除く 3 カ国以上の「関係会社」(株式の 25%以上をグループ会社で保有している会社)に対して認可サービスを提供している。
- ・ 海外の関係会社からのサービス/ロイヤルティ収入の合計が、総収入の 50%以上である(ただし、ROH として登記後の最初の 3 年間は 3 分の 1 に軽減されています)。

ROH には、以下の税制上の恩典が与えられます。

- ・ 国内および国外の関係会社に対する認可サービスによる収入については、10%の軽減税率が適用されます。
- ・ 国内および国外の関係会社からのロイヤルティ収入、再貸付による利息収入については 10%の軽減税率が適用されます。
- ・ 関係会社から受け取る配当金については、法人税および国内源泉徴収税が免除されます。
- ・ ROH の認可サービス収入の純利益を原資として国外の株主に対して支払う配当金については、源泉徴収税が免除されます。
- ・ ROH の外国人従業員は 15%の一定税率により個人所得税を支払うことを選択できます。ただし、適用は継続する 4 年間に限ります。

国際地域統括本部 (IHQ)

2015 年、タイに地域統括本部を設けることを奨励すべく、新たな税制上の優遇措置として国際地域統括本部 (International Headquarter、以下“IHQ”) の制度が施行されました。

既に ROH として認可を受けている会社は、過年度に使用済みの税務恩典を取り消されることなく ROH から IHQ へ移行申請することができます。

IHQ として税務恩典を享受するための資格要件は以下の通りです。

- ・ 各会計期末日における払込資本が 1,000 万バーツ以上であること。

- 直接または間接的に株式を 25%以上保有している海外関係会社に対して経営管理・技術支援、財務マネジメントといった役務を提供をすること。
- 各会計期間に 1,500 万バーツ以上のタイ国内で支払われる事業関連経費があること。

税制上の優遇措置:

- 法人税が 10%に軽減される所得:
 - (1) 国内関係会社に対する認可サービスによる所得
 - (2) 国内関係会社から受取るロイヤルティ
- 法人税が免除となる所得:
 - (1) 海外関係会社に対する認可サービスによる所得
 - (2) 海外関係会社から受取るロイヤルティおよび配当金
 - (3) 海外関係会社株式の譲渡から生じるキャピタルゲイン(歳入局長官の定める基準、要件に従う)
- IHQ から支払う配当金は源泉徴収税免除(法人税免除所得を配当原資とする)
- IHQ に雇用される外国人出向者の個人所得税率は、認可を受けた日から恩典期限内は(もしくは雇用契約が終了するまでの期間)15%の固定税率を選択適用できる

注記:

1. IHQ の認可取得後、15 会計期間にわたって税務恩典が付与されません。
2. 法人税 10%の軽減税率が適用される所得の合計は、法人税が免除される役務提供(経営管理・技術支援、財務マネジメント等)およびロイヤルティからの所得の合計を限度とします。
3. IHQ としての要件のいずれかを満たさない期がある場合、税務恩典はその会計年度に限って停止されます。

登記および報告義務

ROH として登録する場合は、歳入局大企業租税管理事務所 (Large Business Tax Administration Office: 以下”LTO”)、あるいは、ROH が立地する地方または県の歳入局事務所へ所定の様式で登録申請します。IHQ の認可を受けるには、歳入局ウェブサイト上の申請書に必要な事項を

入力してオンライン登録を行ない、それを印刷した上で必要書類と共に歳入局内の LTO へ提出します。

IHQ および旧 ROH の登録期限は定められていません。

ROH/IHQ として登録した会社が、ROH/IHQ 事業とともに、認可事業以外も行う場合、各事業別に損益を計算し、事業別に法人税申告書を提出することが、要求されています。損益を計算する際には、それが発生した事業別に費用を割当て、共通する費用については、それぞれの事業の所得に応じて按分しなければなりません。

なお、歳入局に登録した ROH/IHQ 事業によって生じた欠損は、その他の事業の利益と相殺することはできません。さらに、免税の適用を受けた ROH/IHQ 事業から発生した欠損は、軽減税率の適用を受けた ROH/IHQ 事業の所得と相殺することはできません。

認可サービス

以下に挙げるサービスから得られる所得について、ROH/IHQ は税制上の恩典を受けることができます。

- ・ 原材料および部品の調達
- ・ 技術支援
- ・ 研究開発
- ・ 市場調査および販売促進
- ・ 財務顧問サービス
- ・ 人材管理および研修
- ・ 一般管理、事業立案および調整
- ・ 信用管理および統制
- ・ 経済および投資に関する分析ならびに調査
- ・ その他歳入局長官が規定するサービス

IHQ は、上記のサービス業務に加えて、以下に挙げる財務センターおよび国際貿易センターを行うことが認められます。

財務センター (Treasury Center:TC)

タイ中央銀行より TC ライセンスを取得しタイ国内外の関係会社または支店に対して財務マネジメントサービス業務を行う IHQ は、2015 年 5 月以降、歳入局より認可を得ることで、当該業務に対する税務上の優遇措置が付与されます。

財務マネジメントサービスには以下が含まれます。:

1. 為替管理法の下で認められる財務センターとしての財務マネジメント;
2. 以下によるタイパーツでの貸付および借入:
 - (a) タイの金融機関またはタイの関係会社からの資金の借入;
 - (b) 上記 1 または 2 (a) により借入れた資金をタイ国内関係会社に貸付

税制上の優遇措置:

- 財務マネジメント目的で関係会社に行なう貸付金の原資となる海外関係会社からの借入金から発生する支払利息に関する源泉徴収税の免除
- 関係会社に対する財務マネジメントサービスの報酬につき、特定事業税の免除
- その他税制上の優遇措置は IHQ と同様

IHQ の税務特典は、認可を受けてから 15 会計期間にわたって付与されます。

税制上の優遇措置を享受するための資格要件、登記および報告義務は IHQ と同様です。

TC としての要件のいずれかを満たさない期がある場合、税務特典はその会計年度に限って停止されます。

国際貿易センター(International Trading Center:ITC)

2015 年、外国企業がタイに国際貿易センター (International Trading Center、以下“ITC”) を設けることを奨励すべく、税制上の優遇措置が付与された ITC 制度が施行されました。

ITC とは、タイ国の法律に基づき設立され、商品、原材料および部品の調達販売、また、国際貿易に関連するサービス提供を行う法人と定義されています。国際貿易に関連するサービスには、物品の調達、出荷前の物品の保管、梱包、物品の運送、物品損害への付保、物品に関するテクニカルサービスおよびトレーニングを含むアドバイス、その他歳入局長の定めるサービスが含まれます。

IHQ が ITC 事業を営むための認可を得ている場合は、税制上 ITC の優遇措置を受けることができます。

ITC の資格要件:

- 各会計期末日における払込資本が 1,000 万バーツ以上であること。
- 各会計期間に 1,500 万バーツ以上のタイ国内で支払われる ITC 事業関連経費があること。

税制上の優遇措置:

- 海外での物品の調達販売による所得(当該商品はタイ国内に持ち込まれない: Out-Out) および国際貿易に関連した外国法人への役務提供による所得について法人税の免除
- ITC が外国法人株主に支払う配当金(法人税の免除を受けた ITC 所得を原資とする)について源泉徴収税の免除
- ITC に雇用される外国人出向者の個人所得税率を、認可を受けた日から取り消されるまでの期間内は(もしくは雇用契約が終了するまでの期間)15%の固定税率とする

ITC の認可取得後、15 会計期間にわたって税務恩典が付与されます。

税制上の優遇措置を享受するための資格要件、登記および報告義務は IHQ と同様です。

ITC としての要件のいずれかを満たさない期がある場合、税務恩典はその会計年度に限って停止されます。

弊社の連絡先

PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Limited
の連絡先は以下の通りです。

No. 179/74-80 15th Floor, Bangkok City Tower
South Sathorn Road, Thungmahamek, Sathorn, Bangkok 10120
Tel: (66) 2-788 0000, 2-344 1000
Fax: (66) 2-286 2666
<http://www.pwc.com/th>
e-mail: tls.thailand@th.pwc.com

サービスライン

合併および買収

担当責任者

Paul B.A. Stitt

Partner

Prema Ramachandra Rao

Associate Partner

Vanida Vasuwanichchanchai

Associate Partner

税務ストラクチャー

Paul B.A. Stitt

Partner

Prema Ramachandra Rao

Associate Partner

Vanida Vasuwanichchanchai

Associate Partner

Orawan Phanitpojiamarn

Director

税務申告・ストラテジー

Somboon Weerawutiwong

Lead Partner

Somsak Anakkasela

Partner

Prapasiri Kositthanakorn

Partner

Siriwan Sereeyothin

Director

内線番号

内線:1119

内線:1156

内線:1303

内線:1119

内線:1156

内線:1303

内線:1017

内線:1247

内線:1253

内線:1228

内線:1242

間接税	Somboon Weerawutiwong <i>Lead Partner</i>	内線:1247
	Thirapa Glinsukon <i>Associate Partner</i>	内線:1318
アウトソーシングサービス	Somsak Anakkasela <i>Partner</i>	内線:1253
	Prapasiri Kositthanakorn <i>Partner</i>	内線:1228
移転価格	Peerapat Poshyanonda <i>Partner</i>	内線:1220
	Niphan Srisukhumbowornchai <i>Partner</i>	内線:1435
	Janaiporn Khantasomboon <i>Partner</i>	内線:1437
税務調査/紛争処理および訴訟	Ornjira Tangwongyodying <i>Partner</i>	内線:1118
	Niphan Srisukhumbowornchai <i>Partner</i>	内線:1435
金融・財務関連サービス	Orawan Fongasira <i>Partner</i>	内線:1302
	Prapasiri Kositthanakorn <i>Partner</i>	内線:1228
	Ornjira Tangwongyodying <i>Partner</i>	内線:1118
	Nopajaree Wattananukit <i>Associate Director</i>	内線:1396
法務サービス/BOI サービス	Somboon Weerawutiwong <i>Lead Partner</i>	内線:1247
	Vunnipa Ruamrangsri <i>Partner</i>	内線:1284
U.S. Tax Desk	Gregory Lamont <i>Partner</i>	内線:1280
	Thirapa Glinsukon <i>Associate Partner</i>	内線:1318
国際人的資源関連サービス	Jiraporn Chongkamanont <i>Director-Practice Leader</i>	内線:1189
	Napaporn Saralaksana <i>Associate Director</i>	内線:1231
	Hatairat Topiboonpong <i>Senior Manager</i>	内線:1263

国際貿易マネジメント管理サ
ービス

Paul Sumner

Partner

Santi Kongsithidej

Director

Nu To Van

Director

内線:1305

内線:1341

内線:1353

< 日本企業部 >

魚住 篤志

電話:(66) 2344-1157

武部 純

電話:(66) 2344-1209

桑木 愛子

電話:(66) 2344-1186

熊崎 裕之

電話:(66) 2344-1269

名賀石 樹

電話:(66) 2344-1366

松下駿太郎

電話:(66) 2344-1466

森岡 青紀

電話:(66) 2344-1288

サービス内容:

合併および買収

- ・ タックスデュー デリジェンス
- ・ M&A / ストラクチャー構築支援
- ・ 組織再編に伴う税務サービス
- ・ ポストディールサービス / プロジェクトの実行および管理

税務ストラクチャー

- ・ 国際税務サービス
- ・ サプライチェーンマネジメントー経営モデルの変更による税務コストの削減
- ・ 企業グループタックスプランニング / 税務最適化プログラム
- ・ 金融・財務サービス

税務申告・ストラテジー

- ・ 税法コンプライアンスサービス
 - 税務申告書のレビュー / 税務申告書の作成サポート
 - 税法コンプライアンスのレビュー / 税務健全性の診断
- ・ 税務部門の効率化サポートサービス
 - 効果的かつ効率的なタックスプランニングの提供
 - 税務リスク管理サービス
- ・ 税務会計サービス
 - 税額計上のアウトソーシングおよびサポート
 - 繰延税金資産の計算
 - FIN48 に基づく税金の計算
 - 税務会計コンサルティング
 - 税務会計の研修、アドバイザー

間接税サービス

- ・ 自動車業界
- ・ 小売業界

- ・ サプライチェーンマネジメント
- ・ ビジネスプロモーションマネジメント
- ・ e-ビジネス、他

アウトソーシングサービス

- ・ 人事、給与管理に関する以下のアウトソーシング
 - 毎月の給与支払管理および源泉税
 - 毎年の所得税申告および源泉税
 - その他人事管理、給与支払いに関するサービス
- ・ 財務、経理に関する以下のアウトソーシング
 - 法定財務諸表の作成
 - 記帳代行
 - 税務申告書作成
 - 会計スタッフの出向サービス
 - その他財務部門機能（請求書発行、業者への支払い等）

移転価格

- ・ 移転価格のヘルスチェック
- ・ 移転価格のアドバイザーサービス
- ・ 移転価格の文書化支援とレビューサービス
- ・ 移転価格ベンチマーキングスタディ
- ・ 移転価格にかかわる税務論争に対する解決策の提供
- ・ 事前確認制度（“APA”）サポート

税務調査対応支援サービス

- ・ 税務訴訟防止サービス
- ・ 税務調査の管理
- ・ 税務訴訟での選択肢の提案
- ・ 税務調査や訴訟への戦略的なプランニング
- ・ 税務リスクの管理

金融・財務関連サービス

- ・ 金融業(銀行、資本市場、保険、ファンド、不動産)の税法コンプライアンスサービス
 - 税務申告書のレビュー/税務申告書の作成サポート/税務リスク管理サービス/税務健全性の診断等
 - 金融商品、金融取引にかかる税務アドバイザー
- ・ 財務部門を通じてグループの税効果を得るためのプランニング

法務サービス/BOI サービス

法務サービス

- ・ 会社等の設立・登記および各種申請代行サービス
- ・ 商事契約に準拠した契約書作成/レビュー
- ・ 労務関連
- ・ 不動産取引
- ・ 法務デューデリジェンス
- ・ 投資インセンティブ
- ・ 訴訟関連業務

投資委員会(BOI)

- ・ 法令遵守およびそれにかかわるプランニング
 - 投資奨励恩典を活かした進出計画の策定、既存事業の移転計画の策定
 - 担当官との交渉を含む、事業にかかわる奨励恩典の支援サービス
 - BOI 規定条件(環境、労働、技術)に対する適合性検証手続
 - 奨励恩典適用に係る、BOI 規定条件遵守の継続性の確認
- ・ 税法遵守およびそれにかかわるプランニング
 - 資本コスト、最大生産能力およびスクラップ計画
 - BOI と Non-BOI 業務の識別
 - 将来 BOI 申請可能なプロジェクトの特定
 - BOI 期間中と BOI 終了後の移転価格設定
- ・ 会計分析と財務マネジメントモデル
 - 減価償却方法の選定

- 在庫評価方法のアドバイス
- 為替リスク回避にかかわる先物取引のアドバイス
- リースの選択肢にかかわるアドバイス
- 税務および財務の観点より負債・資本比率にかかわる評価アドバイス

日本企業支援サービス

タイにおける日系企業への税務および法務のアドバイスをご提供しております。外国投資の規制や税務および法務のあらゆる側面に精通した経験豊富な専門家が揃っています。日系クライアントとタイ、海外のビジネスパートナーや政府関係諸省庁との橋渡しをいたします。また、PwC の各専門家への窓口として体制を整えています。

U.S. Tax Desk

- アメリカでの M&A、投資ストラクチャーに関するアドバイザリーサービス
- アメリカ企業のタイ子会社に対するアメリカでの税務申告および財務報告のためのサポート
- アメリカの税務申告書作成および源泉税還付等の税務コンプライアンスサービス

国際人的資源関連サービス

- 駐在員要員計画、管理に関する情報提供
- 労働許可証・ビザの取得・延長申請代行サービス
- 個人所得税関連アドバイザリー
- ストックオプションプランニングと事務手続サービス
- 人的資源にかかわる税務・法務デューデリジェンス、コンプライアンスレビュー
- 現地駐在エグゼクティブの給与計算サービス

国際貿易マネジメントサービス

- 市場優位性確保のための戦略的関税プランニング
 - 自由貿易協定
 - 取引価格分離による関税の軽減
 - サプライチェーンの活用
 - 取引方法の見直しによる関税の最適化
 - 各種優遇制度の活用（フリーゾーン、保税倉庫、BOI による奨励、再輸出品にかかる関税の払い戻し、輸出製品に係る関税の払い戻し等）
- 関税申告およびリスク管理
 - 関税申告のレビュー
 - 税関当局による調査への対応
 - 関税価格および移転価格にかかわる書類の管理
 - 関税品目分類にかかわる対応
 - 事前申請および税関の決定にかかわる輸入延期のサポート
 - 自発的な開示
 - 法令順守、輸出入制限品の管理（有害物質、軍事用品等）および非中核品の輸入（事業および技術にかかわる書類およびソフトウェア）にかかわるアドバイザー
 - 関税の実地研修

www.pwc.com/th